

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月31日

【計算期間】 第1期(自 平成27年1月16日 至 平成28年4月30日)

【ファンド名】 コクサイ - MUGCマスター・トラスト -
短期高利回り社債ファンド2015-01
(Kokusai - MUGC Master Trust -
Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01)

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(注)
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)
(注)平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・
エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)は、その名称をルクセン
ブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ
Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)に変更した。以下
同じ。

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アールン通
り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 熊野 則広

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注1) コクサイ - MUGCマスター・トラスト - 短期高利回り社債ファンド2015-01(以下「サブ・ファンド」
という。)は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、サブ・ファンドの基準通貨はアメリカ合
衆国ドル(以下「米ドル」という。)であり、またサブ・ファンドの受益証券(以下「受益証券」とい
う。)は米ドル建または円建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもっ
て行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致し
ない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な
場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場
合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

短期高利回り社債ファンド2015-01(以下「サブ・ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成24年8月31日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ - MUGCマスター・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む15本のサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、米ドル建 米ドル高円安追従クラス、円建 円高ヘッジ・円安追従クラス、JPX日経400上昇追従型 円建円ヘッジクラスおよびJPX日経400上昇追従型 円建円ヘッジなしクラスの4つの受益証券(以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。)のクラスで構成される。

サブ・ファンドおよび米ドル建 米ドル高円安追従クラス(以下「米ドル建クラス」ということがある。)の表示通貨は米ドルであり、円建 円高ヘッジ・円安追従クラス、JPX日経400上昇追従型 円建円ヘッジクラスおよびJPX日経400上昇追従型 円建円ヘッジなしクラス(以下、総称して「円建クラス」ということがある。)の表示通貨は円である。

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する世界の高利回り社債への投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

更に、サブ・ファンドは、各クラスレベルにおいて派生商品取引等を行うことにより追加的収益の獲得を目指す。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってBB+格/Baa1格以下の格付が付与されている社債(ハイ・イールド社債)(格付機関により異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。)、または、これら3格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断する社債をいう。

サブ・ファンドの信託金の限度額は定められていない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドの各サブ・ファンドは、独立した法主体ではなく、受託会社は、各サブ・ファンドの資産および負債を分別するよう最善の努力を行うが、ケイマン諸島法上、いずれか一つのサブ・ファンドに帰属する資産を他のサブ・ファンドの資産から分別することを保証することは不可能である。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)は、サブ・ファンドの勘定でサブ・ファンドの受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「日本における販売会社」もしくは「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、払込日以後の各営業日に、保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻請求が受諾された営業日現在の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

（注）「営業日」とは、（ ）ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ（ ）ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。

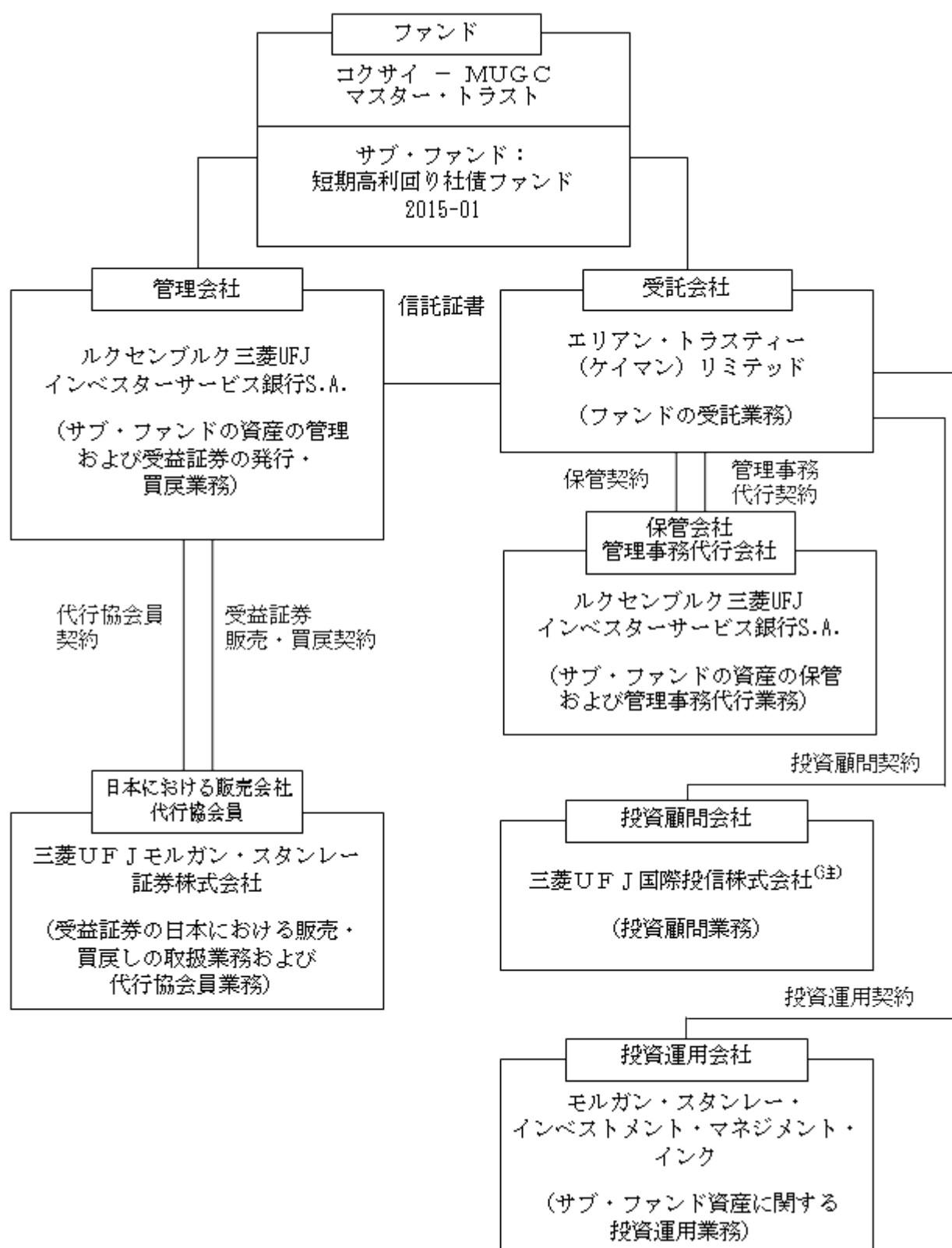
サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成32年１月31日に終了する。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年４月11日	管理会社設立
平成24年８月31日	信託証書締結
平成26年７月18日	修正および再録信託証書締結
平成26年11月４日	サブ・ファンドに関する補遺信託証書締結
平成27年１月16日	サブ・ファンドの運用開始
平成27年６月12日	補遺信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 投資顧問会社は、平成27年7月1日付で、三菱UFJ国際投信株式会社に変更された。三菱UFJ国際投信株式会社は、国際投信投資顧問株式会社と三菱UFJ投信株式会社が同日付で合併し、その名称を変更したものである。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJ インベスターサービス銀行 S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成24年8月31日付で信託証書(平成26年7月18日付で修正および再録済)ならびに平成26年11月4日付および平成27年6月12日付で補遺信託証書(以下、総称して「信託証書」という。)を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 平成25年10月31日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。 平成25年10月31日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務について規定している。
エリアン・トラスティー (ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
三菱UFJ国際投信株式会社	投資顧問会社	平成26年11月11日付で投資顧問契約(注3)を受託会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
モルガン・スタンレー・ インベストメント・ マネジメント・インク (Morgan Stanley Investment Management Inc.)	投資運用会社	平成26年7月18日付で投資運用契約(注4)を受託会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成26年11月19日付で管理会社との間で代行協会員契約(変更済)(注5)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成26年11月19日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注6)を締結。同契約は、受益証券の日本における販売・買戻しの取扱業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、受託会社によって任命された投資顧問会社が、受託会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注4) 投資運用契約とは、受託会社によって任命された投資運用会社が、受託会社に対し、投資運用業務を提供することを約する契約である。

- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに受益証券に関する目論見書、決算報告書およびその他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ロ) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(ハ) 資本金の額(平成28年8月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52アメリカ合衆国ドル(約38億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04アメリカ合衆国ドルの記名式額面株式)

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成28年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.18円)による。以下、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(ニ) 会社の沿革

昭和49年4月11日	設立
平成18年1月1日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更
平成19年4月2日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更
平成28年5月1日	会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

(ホ) 大株主の状況

(平成28年8月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定されており、ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島の信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、早期に終了する場合を除いて、平成32年1月31日に終了する。

免除信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはＣＩＭＡに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

() 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとする意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法（2016年改正）
- マネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）
- 認可条件

サブ・ファンドの監査人は、ＫＰＭＧである。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、ＣＩＭＡが承認した監査人を任命しなければならない、毎年４月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を６か月以内にＣＩＭＡに提出する。第一回の監査済年次財務書類は、平成28年４月30日までの期間について作成された。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年４月30日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成28年４月30日までの期間について作成された。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常３か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から３か月以内に、未監査半期会計書類が作成される。第一回の未監査半期会計書類は、平成27年６月末日までの期間について作成された。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後３か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およびその理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

受託会社および管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。ＣＩＭＡは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、所定の記載事項および監査済み財務書類を年に一度ＣＩＭＡに提出することを規定している。規制された投資信託として、ＣＩＭＡは、いつでも受託会社に、ファンドおよびサブ・ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をＣＩＭＡが特定する一定の期日までにＣＩＭＡに提出するよう指示することができる。ＣＩＭＡの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服し、ＣＩＭＡは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

ただし、ＣＩＭＡは、特定の状況下においてファンドまたはそのサブ・ファンドの活動を調査する権限を持たないが、ファンドは、投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの構成についてＣＩＭＡまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督を受けることはない。ＣＩＭＡおよびケイマン諸島のその他の政府当局はいずれも、英文目論見書の条件または価値について意見を述べたことはなく、承認もしていない。ケイマン諸島には投資家が利用できる投資補償制度は存在しない。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

サブ・ファンドの投資体制

管理会社ではなく、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資運用に責任を有している。受託会社は、受託会社と投資運用会社との間の投資運用契約の条項に基づき当該投資運用機能を投資運用会社に委託する。受託会社はまた投資顧問会社と投資顧問契約を締結しており、同契約に従い、投資顧問会社は、モニタリングと報告に関し、一定程度継続して関与することを合意している（投資顧問会社の具体的な業務は、投資顧問契約において規定される。）。

サブ・ファンドの投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する海外の高利回り社債への投資を通じて、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

更に、サブ・ファンドは、各クラスレベルにおいて派生商品取引等を行うことにより追加的収益の獲得を目指す。

「高利回り社債」とは、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社もしくはフィッチ社によってＢＢ＋格／Ｂａ１格以下の格付が付与されている社債（ハイ・イールド社債）（格付機関により一社債について異なる格付が付与されている場合には、最も高い格付が適用されるものとする。）、または、これら３格付機関のいずれも格付を付与していない社債については、投資運用会社が同等の信用格付状況にあると判断する社債をいう。

投資運用会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（Morgan Stanley Investment Management Inc.）（以下「投資運用会社」または「MSIM」という。）である。

（注）MSIMは、ニューヨークを拠点としてグローバルに資産運用ビジネスを展開し、米国をはじめ世界中の顧客に幅広い資産運用業務を提供している。MSIMの直接の親会社は、モルガン・スタンレー（Morgan Stanley）である。モルガン・スタンレーは、証券売買および仲介業務、投資銀行業務、リサーチおよび分析業務、ならびにファイナンスおよび金融アドバイザリー業務を提供するグローバル総合金融サービス企業である。

サブ・ファンドがその投資目的を達成できるとの保証はない。

市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、サブ・ファンドの資産について本書に記載した運用ができないことがある。

各クラスの投資方針

サブ・ファンドは、４つのクラスから構成されている。クラスレベルにおいて、各クラスは、以下のとおり、派生商品取引および／または外国為替先物取引を行うことにより追加的収益の獲得を目指す。

証券ポートフォリオの米ドル通貨エクスポージャーを日本円に対してヘッジするために行われるクラスの外国為替先物取引は、米ドル建 米ドル高円安追随クラスおよびＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラスを除き、クラスに帰属する。外国為替先物取引および派生商品取引は、投資運用会社ではなくデリバティブ管理事務代行会社が遂行する。

（注）サブ・ファンドレベルにおいて、米ドルに対する外国為替先物取引は、原則として、米ドル以外の通貨建証券への投資に対して行われる。サブ・ファンドの外国為替先物取引は投資運用会社によって運用される。外国為替先物取引の構築および維持にかかる損益は、サブ・ファンドに帰属する。

<米ドル建 米ドル高円安追随クラス>

本クラスレベルにおいて、為替ヘッジ取引を行う予定はない。

本クラスは、米ドル建の資産について、円高（米ドル安）時の損失低減を図りながら、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目的として、派生商品取引を活用して、為替戦略の構築を目指す。

サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安（米ドル高）が強まるほど、本クラスが獲得できる追加的収益は大きくなる。ただし、円安（米ドル高）時に獲得できる追加的収益は、為替水準やサブ・ファンドの信託期間終了までの期間等の種々の他の要因により変化することがある。

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益が円安（米ドル高）の傾向を追随する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の本クラスの受益証券１口当たり純資産価格に基づくものとなる。

為替戦略の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。派生商品取引にはコストがかかり、本クラスのパフォーマンスの低下要因となる。

<円建 円高ヘッジ・円安追随クラス>

本クラスが保有するまたは本クラスに配分される米ドル建資産について（ヘッジ取引の効果を考慮した後）、米ドル建の投資価値が日本円に対してヘッジされる。

また、本クラスは、米ドル建の資産について、円高（米ドル安）時の損失低減を図りながら、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目的として、派生商品取引等を活用して、為替戦略の構築を目指す。

サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安（米ドル高）が強まるほど、クラスが獲得できる追加的収益は大きくなる。ただし、円安（米ドル高）時に獲得できる追加的収益は、為替水準やサブ・ファンドの信託期間終了までの期間等の種々の他の要因により変化することがある。

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益が円安（米ドル高）の傾向を追随する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の本クラスの受益証券１口当たり純資産価格に基づくものとなる。

本クラスは、円高（米ドル安）による為替差損の低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。為替戦略の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。為替戦略の構築および維持にはコストがかかり、本クラスのパフォーマンスの低下要因となる。

<ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス>

本クラスが保有するまたは本クラスに配分される米ドル建資産について（ヘッジ取引の効果を考慮した後）、米ドル建の投資価値が日本円に対してヘッジされる。

また、本クラスは、ＪＰＸ日経400に係る派生商品取引を行い、ＪＰＸ日経400下落時の損失を限定しながら、ＪＰＸ日経400が上昇した場合の追加的収益の獲得を目指す。

サブ・ファンド設定時と比べてＪＰＸ日経400が上昇するほど、本クラスが獲得できる追加的収益は大きくなる。ただし、ＪＰＸ日経400の上昇時に獲得できる追加的収益は、ＪＰＸ日経400の水準やサブ・ファンドの信託期間終了までの期間等の種々の他の要因により変化することがある。

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益がＪＰＸ日経400の上昇に追随する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の本クラスの受益証券１口当たり純資産価格に基づくものとなる。為替戦略およびＪＰＸ日経400に係る派生商品取引の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。ＪＰＸ日経400に係る派生商品取引にはコストがかかり、本クラスのパフォーマンスの低下要因となる。

<ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス>

本クラスレベルにおいて、為替ヘッジ取引を行う予定はない。

本クラスは、ＪＰＸ日経400に係る派生商品取引を行い、ＪＰＸ日経400下落時の損失を限定しながら、ＪＰＸ日経400が上昇した場合の追加的収益の獲得を目指す。

サブ・ファンド設定時と比べてＪＰＸ日経400が上昇するほど、本クラスが獲得できる追加的収益は大きくなる。ただし、ＪＰＸ日経400の上昇時に獲得できる追加的収益は、ＪＰＸ日経400の水準やサブ・ファンドの信託期間終了までの期間等の種々の他の要因により変化することがある。

一般的に、サブ・ファンドの信託期間中は、信託期間終了時と比べて、追加的収益がＪＰＸ日経400の上昇に追従する程度は低くなる。更に、当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の本クラスの受益証券１口当たり純資産価格に基づくものとなる。ＪＰＸ日経400に係る派生商品取引の構築および維持にかかる損益は、本クラスに帰属する。ＪＰＸ日経400に係る派生商品取引にはコストがかかり、本クラスのパフォーマンスの低下要因となる。

米ドル建クラスに関して受領された資金を除く、全ての申込金は、日本円から米ドルに交換される。逆に、米ドル建クラスに関して受領された資金を除く、全ての買戻金は、米ドルから日本円に交換される。したがって、サブ・ファンドは、原則として、円建の現金を保有しない。

当該資金調達および／または本国送還に伴う外国為替取引は、該当する申込みおよび／または買戻しに基づき、サブ・ファンドのデリバティブ管理事務代行会社がロンドン時間午後４時前後に執行する。

ＪＰＸ日経インデックス400は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下、総称して「ＪＰＸグループ」という。）ならびに株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、ＪＰＸグループおよび日経は、ＪＰＸ日経インデックス400自体およびＪＰＸ日経インデックス400を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

ＪＰＸ日経インデックス400を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全てＪＰＸグループおよび日経に帰属している。

サブ・ファンドは、管理会社等の責任のもとで運用されるものであり、ＪＰＸグループおよび日経は、その運用およびサブ・ファンドの取引に関して、一切の責任を負わない。

ＪＰＸグループおよび日経は、ＪＰＸ日経インデックス400を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負わない。

ＪＰＸグループおよび日経は、ＪＰＸ日経インデックス400の構成銘柄、計算方法、その他ＪＰＸ日経インデックス400の内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

<サブ・ファンドの特色>

特色
1

サブ・ファンドは、新興国を含む海外の米ドル建等の高利回り社債^{*1}を主要投資対象とし、信用リスクに配慮しつつ相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指す。

- サブ・ファンドは、主としてB-格相当以上^{*2}の高利回り社債に投資を行う。原則として、CCC+格相当以下^{*2}の債券には投資を行わない(保有している債券が格下げされた場合を除く。)

※債券の運用については、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下「MSIM」ということがある。)が行う。サブ・ファンドは、日本企業の発行した債券または円建の債券には投資しない。一部米ドル以外の通貨建債券に投資する場合があるが、原則として当該通貨売り米ドル買いの為替取引を行う。

*1 「高利回り社債」とは、格付機関による格付がBB+格相当以下^{*2}の社債をいう。

*2 スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社およびフィッチ社の格付のうち最も高い格付が適用される。また、これら3社のいずれも格付を付与していない場合には、MSIMが、同等の信用格付状況にあるかを判断する。以下同じ。

特色
2

サブ・ファンドは、信託期間が約5年の単位型の投資信託である。

サブ・ファンドが投資する高利回り社債等は、サブ・ファンドの信託期間終了前に満期を迎える短期の債券^{*3}に限る。

- サブ・ファンドの信託期間は、平成27年1月16日から平成32年1月31日までである。
- サブ・ファンドは、信託期間終了前に満期を迎える短期の債券に投資を行い、当該債券を償還まで保有することを基本戦略とし^{*4}、信託期間終了時の金利変動リスクの低減を図る。
- サブ・ファンドの再投資については、原則として高利回り社債に投資するが、市況動向や資金動向、残存信託期間等を勘案し、信託期間終了前に満期を迎える投資適格社債^{*5}等で運用することがある。

*3 「短期の債券」とは、サブ・ファンドの信託期間(約5年)終了前に満期を迎える債券をいい、満期までの期間が1年末満の債券に限らない。

*4 保有している債券のデフォルト・リスクが高まったとMSIMが判断した場合や、保有している債券がBBB-格相当以上^{*2}に格上げされた場合には、当該債券の償還を待たずに途中売却することがある。

*5 「投資適格社債」とは、格付機関による格付がBBB-格相当以上^{*2}の社債をいう。

特色
3

「米ドル建 米ドル高円安追随クラス」、「円建 円高ヘッジ・円安追随クラス」、「JPX日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス」、「JPX日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス」の4つのクラスから構成されている。

<米ドル建 米ドル高円安追随クラス>

米ドル(対円)に係る派生商品取引を行い、円高米ドル安時の損失を限定しながら、円安米ドル高が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す^{*6}。

*6 本クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨である米ドルベースのパフォーマンスである。このため、円ベースでのパフォーマンスは、米ドル建の受益証券1口当たり純資産価格を円換算する必要がある。

- サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安米ドル高が強まるほど、獲得できる追加的収益は大きくなる^{*7}。
- 派生商品取引にはコストがかかり、本クラスのパフォーマンスの低下要因となる。

*7 円安米ドル高時に獲得できる追加的収益は、為替水準や信託期間終了までの期間等の要因により変化する。一般的に、信託期間中は、信託期間終了時と比べて、当該追加的収益が円安米ドル高傾向を追跡する程度は低くなる。当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の元本相当額(本クラスの受益証券1口当たり純資産価格)に基づくものとなる。

<円建 円高ヘッジ・円安追随クラス>

米ドル建等の高利回り社債について、派生商品等を活用して為替戦略を構築し、円高米ドル安時の損失を低減しながら、円安米ドル高が進行した場合の追加的収益の獲得を目指す^{*8}。

*8 本クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨である円ベースのパフォーマンスである。

- サブ・ファンド設定時の為替水準と比べて円安米ドル高が強まるほど、獲得できる追加的収益は大きくなる^{*9}。
- 円高米ドル安時の損失低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。
- 為替戦略の構築にはコストがかかり、本クラスのパフォーマンスの低下要因となる。

*9 円安米ドル高時に獲得できる追加的収益は、為替水準や信託期間終了までの期間等の要因により変化する。一般的に、信託期間中は、信託期間終了時と比べて、当該追加的収益が円安米ドル高傾向を追跡する程度は低くなる。当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の元本相当額(本クラスの受益証券1口当たり純資産価格)に基づくものとなる。

<JPX日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス／JPX日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス>
JPX日経インデックス400(以下、「JPX日経400」という)に係る派生商品取引を行い、JPX日経400下落時の損失を限定しながら、JPX日経400が上昇した場合の追加的収益の獲得を目指す。

- サブ・ファンド設定時と比べてJPX日経400が上昇するほど、獲得できる追加的収益は大きくなる^{*10}。
- 派生商品取引にはコストがかかり、各クラスのパフォーマンスの低下要因となる。

*10 JPX日経400の上昇時に獲得できる追加的収益は、JPX日経400の水準や信託期間終了までの期間等の要因により変化する。一般的に、信託期間中は、信託期間終了時と比べて、当該追加的収益がJPX日経400の上昇に追跡する程度は低くなる。当該追加的収益は、サブ・ファンド設定時の元本相当額(各クラスの受益証券1口当たり純資産価格)に基づくものとなる。

- JPX日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラスについては、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る。
- JPX日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラスについては、対円で為替ヘッジを行わない(米ドル以外の通貨建債券に投資する場合は、原則として当該通貨売り米ドル買いの為替取引を行う)。
したがって、円安(米ドル高)となった場合には、同クラスの受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、円高(米ドル安)となった場合には、同クラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

<サブ・ファンドの仕組み>



市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができないことがある。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

運用体制

受託会社は、投資運用会社に運用を委託している。投資運用会社における運用体制は、以下のとおりである。



- サブ・ファンドの運用にあたっては、投資運用会社に所属する「ハイ・イールド債券運用チーム」が、同社の「グローバル債券運用部門」からの情報を活用して行う。
- 組入証券の売買については、「グローバル債券運用部門」に所属するトレーディングの専門チームが執行する。
- 各クラスのデリバティブ取引・為替取引について投資顧問会社は助言を行い、サブ・ファンド全体の運用状況についてモニタリングを行う。

リスク管理体制

投資運用会社に所属するポートフォリオ・マネジャーのみならず、同社内の横断的かつ独立した「リスク管理部門」が、パフォーマンス計測および分析、ポートフォリオ・リスクの計測およびモニタリングを行う。また、「法務・コンプライアンス部門」では、顧客の運用ガイドラインが遵守されているかのモニタリングを日次で行う。

（４）【分配方針】

受益者に対する分配は原則として行われない予定である。

（５）【投資制限】

以下の投資制限および借入制限が、サブ・ファンドの資産の運用に適用される。

- （ ）空売りを行った証券の時価総額は、いつの時点においてもサブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。
- （ ）残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合にはこの限りではない。
- （ ）サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社の運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドを含む。）の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- （ ）サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- （ ）投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産がサブ・ファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ ）管理会社またはその他第三者の利益のために管理会社により行われる取引等の受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、受託会社（またはその委託先としての投資運用会社）は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、受託会社（またはその委託先としての投資運用会社）は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

どのクラスの受益証券への投資も、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が達成される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負担する能力を有する、投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドは債務証券に集中的に投資するため、一部のポートフォリオによる投資には不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する言及は、サブ・ファンドの投資対象および組入有価証券に関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に検討、評価されるべきである。

サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および勘案事項であるが、すべてのリスク要因および勘案事項の完全なリストではなく、また、リスク要因および勘案事項は以下に限定されない。

受益証券１口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクが伴う。サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、受益者が自己の投資額のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

為替変動リスク

<米ドル建 米ドル高円安追随クラス>

サブ・ファンドは、米ドル建資産等に投資する。米ドル以外の通貨建の債券に投資する場合、原則として、当該通貨を売却し米ドルを購入する外国為替取引を行う。

米ドルの金利が組入資産の基準通貨の金利よりも低い場合、本クラスは、米ドルの金利と組入資産の基準通貨の金利との差をヘッジコストとして負担し、本クラスの受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

更に、本クラスは、円安（米ドル高）が進行した場合の追加的収益の獲得を目的として、為替に係る派生商品に投資する。為替に係る派生商品の時価は、円に対する米ドルの水準に加え、金利、残存期間および変動率（ボラティリティ）の変化等の要因によって変動する。本クラスは、為替に係る派生商品の時価の変動により損失を被ることがある。円安（米ドル高）が進行した場合であっても、本クラスは、外国為替市場の値動きから想定されるほどの追加的収益が得られないことがある。

<円建 円高ヘッジ・円安追随クラス>

為替リスクの低減を図るため、原則として、日本円に対する外国通貨ヘッジ取引を行う。しかし、完全に為替リスクを排除することはできない。

日本円の金利が組入資産の基準通貨の金利よりも低い場合、本クラスは、日本円の金利と資産の基準通貨の金利との差をヘッジコストとして負担し、本クラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、本クラスは、円安(米ドル高)が進行した場合の追加的収益の獲得を目的として、為替に係る派生商品に投資する。為替に係る派生商品の時価は、円に対する米ドルの水準に加え、金利、残存期間および変動率(ボラティリティ)の変化等の要因によって変動する。本クラスは、為替に係る派生商品の時価の変動により損失を被ることがある。円安(米ドル高)が進行した場合であっても、本クラスは、外国為替市場の値動きから想定されるほどの追加的収益が得られないことがある。

< J P X日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス >

為替リスクの低減を図るため、原則として、日本円に対する外国通貨ヘッジ取引を行う。しかし、完全に為替リスクを排除することはできない。

日本円の金利が組入資産の基準通貨の金利よりも低い場合、本クラスは、日本円の金利と組入資産の基準通貨の金利との差をヘッジコストとして負担し、本クラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

< J P X日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス >

サブ・ファンドは、米ドル建資産等に投資する。米ドル以外の通貨建の債券に投資する場合、原則として、当該通貨を売却し米ドルを購入する外国為替取引を行う。

米ドルの金利が組入資産の基準通貨の金利よりも低い場合、本クラスは、米ドルの金利と組入資産の基準通貨の金利との差をヘッジコストとして負担し、本クラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、原則として、対円での為替ヘッジ取引を行わない。したがって、円安(米ドル高)となった場合には、本クラスの受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となるが、反対に、円高(米ドル安)となった場合には、クラスの受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

円貨からの投資に伴う為替リスク

米ドル建 米ドル高円安追随クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、米ドルで表示される。したがって、投資者が当初、例えば円貨から米ドル建 米ドル高円安追随クラスに投資した場合には、米ドル建 米ドル高円安追随クラスの受益証券1口当たり純資産価格が下落していなくても、外国為替相場(具体的には、円/米ドルの為替レート)の変動によっては換金(買戻し)時の円貨受取金額が円貨投資金額を下回ることがある。

株価指数に係る派生商品に関するリスク

J P X日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラスおよびJ P X日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラスは、J P X日経400が上昇した場合の追加的収益の獲得を目的として、株価指数に係る派生商品に投資する。株価指数に係る派生商品の時価は、J P X日経400の水準に加え、金利、株式の配当利回り、残存期間、変動率(ボラティリティ)の変化等の要因によって変動する。これらのクラスは、株価指数に係る派生商品の時価の変動により損失を被ることがある。当該クラスは、J P X日経400が上昇した場合でも、株式市場の値動きから想定されるほどの追加的収益が得られないことがある。

金利変動リスク

サブ・ファンドが投資している債券の基準通貨の金利水準が上昇(低下)した場合、一般的に債券価格は下落(上昇)し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション(注)が長いほど大きくなる。また、高利回り社債(ハイ・イールド社債)は、市況等の投資環境および発行体の業績等が変化した場合、その価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

(注)「デュレーション」とは、金利変動に対する債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。デュレーションが長いほど、投資元本の回収までに時間がかかり、金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなる。

信用リスク(デフォルト・リスク)

サブ・ファンドが投資している債券の発行体の債務返済能力の変化等に伴う格付（信用度）の変更や変更の可能性によって債券価格が大きく変動し、これにより受益証券１口当たり純資産価格が大きく変動することがある。また、サブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化により、受益証券１口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性が高くなる。更に、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能となるリスクをいう。例えば、市況動向、有価証券等の流通の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には、受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となることがある。一般的に、高利回り社債（ハイ・イールド社債）のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができないことがある。

また、米ドル建 米ドル高円安追随クラスおよび円建 円高ヘッジ・円安追随クラスが用いる為替取引に係る派生商品ならびにＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラスおよびＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラスが用いる株価指数に係る派生商品は、特定の取引相手方との相対取引であるため、投資環境によっては、理論価格よりも大幅に不利な価格でしか売買できないことがある。

償還日が近づくにつれリターンが低下しうるリスク

サブ・ファンドが投資する債券は、サブ・ファンドの信託期間終了前に満期を迎える債券に限定される。サブ・ファンドは、当初投資した債券の償還後、サブ・ファンドの信託期間終了前に満期を迎える適切な債券への投資が可能である場合、その資産を当該債券に再投資する。当該債券は、サブ・ファンドが当初投資した債券に比べ、短期かつ低利回りのものであることがある。その結果、償還日が近づくにつれサブ・ファンドの利回りが低下することがある。

新興市場投資に関するリスク

サブ・ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができる。また、サブ・ファンドは、「新興国」の通貨に関する取引を含む外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行うことができる。新興市場への投資は、一般的に先進国に比べて画一的かつ未成熟な経済構造を有すること、および先進国に比べて不安定と予想されうる政治体制を有することによるリスクを含む、先進国への投資には伴わないリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、国策により、関連する国家利益に対する影響が大きいとみなされる発行体または産業への外国人による投資を制限することがあること、また民間投資および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。更に、新興市場に所在する発行体の証券の市場規模が通常小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格の変動性が高いことがある。

純資産価額の計算

純資産価額は、ルクセンブルグにおいて一般に公正と認められた会計原則、または受託会社が随時書面により合理的に指定するその他の一般に公正と認められた会計原則もしくは会計基準に従って決定される。サブ・ファンドの特定の投資（直接的かまたは間接的かを問わない。）について、正確な評価であると受託会社またはその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社またはその委託先のいずれも何らの責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しがあった場合、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となる可能性がある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかし、かかる活動を管理する管理会社の能力は、限定的なものである。受託会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

法的、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドの存続期間中に法的、税務上および規制上の変更が生じる可能性があり、かかる変更は、サブ・ファンドに対して悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドがその取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産についての投資目的または投資戦略の実行が、受益者に損失を与える結果を招くことはないという保証はない。

最近設立されたサブ・ファンドであり、運用実績が限定的であること

サブ・ファンドは最近設立されており、その運用実績は限定的である。

取引相手方およびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの委託先が取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れることがある。

法律顧問

受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および／または関連会社の一部（以下、総称して「ファンド関係当事者」という。）は、助言をする法律顧問（複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。）を任用している。顧問はまた、その他のファンド関係当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド関係当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより任用されているものではない。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、投資運用会社、デリバティブ管理事務代行会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

クラスに関する一定のリスク

通貨リスクおよび通貨ヘッジのリスク

ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方によるデフォルトの可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、ヘッジ対象通貨の価値が米ドルに対して減少することがあり、これにより損失を被ることがある。投資顧問会社は、受託会社に対し実行可能とみなす方法で為替レートに関するヘッジ取引を行うための助言を提供する。各クラスが為替レートに関するリスクに対して十分にヘッジするための助言を投資顧問会社が提供しなかった場合、当該ヘッジは、当該通貨間の為替レートの変動に対して部

分的な保護のみを提供することとなり、クラスがかかるポジションに関して十分にヘッジされた場合よりも損失が大きくなることがある。

クラス間における債務負担

サブ・ファンドは独立の法主体ではない。サブ・ファンド内の会計処理のため、別個の勘定がクラス毎に設定される。かかるクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は当該勘定に配分され、かかるクラスに明確に配分できるサブ・ファンドの債務は、当該勘定の借方に計上される。クラスの支払不能または償還の場合(すなわち、クラスの資産がクラスの債務への充当に不十分である場合)、個別のクラスに対して計上されている額だけでなく、サブ・ファンドのすべての資産が、クラスの債務に充当するために使用される。その他のクラスに帰属する債務が当該各クラスに帰属する資産を超過するまで、いずれか1つのクラスに帰属する資産を分離することは不可能である。したがって、例えば、1つのクラスの勘定に負債が生じ、債権者がかかる負債に関してサブ・ファンドに対する判決を取得する場合、サブ・ファンドの資産は、クラスにかかわらず、かかる判決を履行するために利用可能である。受託会社は、かかる既存債務または偶発債務を認識していない。

サブ・ファンド内での様々なクラスの運用開始は、異なる時期に生じることがあり、したがって、特定のクラス(複数の場合もある。)の運用開始時に、特定のクラスが関連する資産のプールが取引を開始していることがある。サブ・ファンドに関する財務情報は、随時公表され、最直近に公表された監査済みまたは未監査の財務情報は、要求により、投資予定者に提供される。

戦略リスク

デリバティブ

サブ・ファンドは、クラスレベルを含め、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、サブ・ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方(取引の反対側の当事者)が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させることがあるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により、当初投資した金額を大きく超える損失を生じることがある。

・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在の価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となることがあるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがサブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消失させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジはまた、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクを伴い、かかる場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能であり、もしくはヘッジ取引の費用負担が効率的であるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を義務付けられているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、クラスレベルを含め、リターンの拡大を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資により、クラス

および潜在的にサブ・ファンドはより大きな前記のリスクを負担することとなる。リターンの拡大を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、ソブリン債務および企業債務に投資することがある。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつその他キャッシュ・フローに負担がかけられた、したがって高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資することができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったことのある、またはその他需要を失ったことのあるソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢全般の変化もしくは特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域内および／もしくは企業における特定の動向により悪影響を受けることがある。

ソブリン債（米国公債のみ）

サブ・ファンドは、米国公債に投資することができる。米国公債のようなソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および／または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることがある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および／または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになることがあり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思が更に損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債について不履行となることがある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請されることがある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

変動の激しい市場

デリバティブ市場においては、一部の市場参加者の破産または政府による救済措置に関係して重大な混乱が生じたことがあり、また様々な政府介入に関する不確実性が存在する。かかる混乱および不確実性は、特に支払の遅滞または完全な不払い時の債務不履行に起因して、取引が期限前に終了された場合に、重大な損失をもたらすことがある。

取引相手方および保管リスク

サブ・ファンドがオプション、スワップ、デリバティブもしくはシンセティック商品、先渡契約またはその他の店頭取引に投資を行う場合、サブ・ファンドは、取引相手方の当事者に関する信用リスクおよび決済不履行のリスクを負担する。かかるリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、ならびに仲介業者に適用される分別義務および最低資本要件により通常裏付けされる取引所での取引に付随するリスクとは大きく異なることがある。２当事者間で直接実行される取引は、かかる保護の恩恵を受けず、当事者は相手方不履行のリスクに晒されることがある。

サブ・ファンドは、そのすべての有価証券の保管について管理しない。サブ・ファンドの取引を決済する保管業者または仲介業者との取引に伴うリスクが存在する。保管会社または保管業者として選任されたその他の銀行または証券会社が支払不能に陥り、これにより、かかる保管業者により保有された資金または有価証券の全部または一部をサブ・ファンドが失うことがある。

保管業者または仲介業者に預託される有価証券およびその他の資産は、サブ・ファンドの資産として明確にまたは常に識別されないことがあり、したがって、サブ・ファンドは、かかる当事者に関する信用リスクに晒されることがある。いくつかの法域においては、サブ・ファンドの仲介業者の破産

または財産管理の場合に、サブ・ファンドがかかる仲介業者の無担保債権者にしかならないことがある。更に、かかる当事者の支払不能が発生した場合、その資産に対するサブ・ファンドの権利の執行には、実務上のまたは時期的な問題が発生することがある。

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびその関連会社の破産および／または財産管理に関連して多くのヘッジファンドが被った近年の明らかに重大な損失は、デリバティブ取引および保管／仲介の取決めの両方に付随するリスクを例示するものである。多くのリーマン・ブラザーズの顧客は、その口座を凍結されており、これらの資金またはポジションへのアクセス不能は、損失を発生させ、かかるヘッジファンドによる特別の行為（純資産価額に係る償還の停止または当該資産のサイド・ポケットの宣言など）を引き起こしている。

資金調達の取決め／信用の利用可能性

近年の信用恐慌の間、銀行およびディーラーは、融資を大幅に縮小して担保要件を増加し、これにより多くのヘッジファンドが、ポジションの清算を強いられた。サブ・ファンドが、その投資プログラムを追求しその目的を達成するために十分な資金調達を得ることができるとの保証はない。

非流動性

サブ・ファンドが取引する市場の多くは、近年の信用恐慌において、著しい非流動性に直面した。

モデル・リスク

投資運用会社は、複製しようとしている複雑な金融市場または金融商品から抽出された限定された数量の変数に基づいた想定を含む多数のクオンタティブ・ファンダメンタル・モデルを採用することがある。これらの仮定の一つまたは全部が、過去の経験に裏付けされているか否かにかかわらず、時間の経過とともに不正確であると判明することがある。モデルの結果が市場の現実と相当程度異なり、大きな損失となることがある。

ヘッジ取引

サブ・ファンドは、投資目的およびヘッジ目的双方のために、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロア、先物、ならびに先渡取引などの様々な金融商品を利用することができる。ヘッジは、特別なリスク（取引の他方当事者の不履行の可能性、非流動性、およびサブ・ファンド投資運用会社による一定の市場動向に関する判断が不正確となる範囲について、ヘッジを利用することにより、ヘッジが利用されない場合よりも多額の損失をもたらすことがあるというリスクを含む。）を伴う。しかし、一定の投資ポジションについては、サブ・ファンドは、市場変動に対して十分にはヘッジされていないことがあり、かかる場合、投資ポジションは、当該ポジションについて十分にヘッジされていた場合に比べて損失が大きくなるおそれがある。更に、サブ・ファンドのポートフォリオは、常に、信用リスク（特定の有価証券に関する場合も特定の取引相手方に関する場合もある。）などヘッジ不可能な一定のリスクを負担することに注意すべきである。

リスク開示の制限

リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。

受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体および信託証書を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談するべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに展開し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

（２）リスクに対する管理体制

投資運用会社に所属するポートフォリオ・マネジャーのみならず、同社内の横断的かつ独立した「リスク管理部門」が、パフォーマンス計測および分析、ポートフォリオ・リスクの計測およびモニタリングを行う。また、「法務・コンプライアンス部門」では、顧客の運用ガイドラインが遵守されているかのモニタリングを日次で行う。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

該当事項なし。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

(3)【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.7%である。ただし、最低年間報酬が適用される場合がある。

管理報酬および管理事務代行報酬

管理会社兼管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われる。

平成28年4月30日に終了した会計年度中の管理報酬および管理事務代行報酬は、182,643.97米ドルであった。

保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、また、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

保管報酬は、保管契約に基づくサブ・ファンドの資産の保管業務の対価として、保管会社に支払われる。

平成28年4月30日に終了した会計年度中に保管報酬は支払われなかった。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われる。

平成28年4月30日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、589,974.20米ドルであった。

投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

投資運用報酬は、投資運用契約に基づく投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われる。

平成28年4月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、591,227.27米ドルであった。

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬(ただし、サブ・ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

平成28年4月30日に終了した会計年度中の受託報酬は、42,141.41米ドルであった。

販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

販売会社報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われる。

平成28年4月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、842,827.29米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書およびその他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

平成28年4月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、140,471.40米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立および終了の費用は、サブ・ファンドにより負担された。サブ・ファンドの設立に関する費用は、1会計年度で償却された。

サブ・ファンドの設立に関する費用は、145,490.48米ドルであった。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデュー・ディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てることができない費用については、受託会社がその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理事務費用（受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。）がサブ・ファンドの資産から支払われる。

また、ＪＰＸ日経400上昇追従型 円建円ヘッジクラスおよびＪＰＸ日経400上昇追従型 円建円ヘッジなしクラスについては、インデックス使用料として、当該クラスの純資産価額の年率0.02%程度を負担する。

デリバティブ取引を維持する目的で、デリバティブ管理事務代行会社にかかるデリバティブ管理手数料を、サブ・ファンドの資産から支払うことができる。

サブ・ファンドの各クラスは、管理会社が負担する費用を除き、当該クラスのすべての費用、または特定の一クラスもしくは複数のクラス（場合による。）に帰属しないサブ・ファンドのすべての費用の（各純資産価額ベースでの）按分金額を支払う。

サブ・ファンドが負担するその他の費用には、以下のものが含まれる。

- （ ）サブ・ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。
- （ ）サブ・ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- （ ）サブ・ファンドの登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- （ ）サブ・ファンドの受益者の利益のための業務執行中にサブ・ファンドの受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。
- （ ）次の費用を含む管理費用。
 - ・サブ・ファンドの受益証券の券面または確認書を作成および印刷する費用。

- ・サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益証券の募集に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含む。）に対し信託証書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むサブ・ファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
- ・前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含むサブ・ファンドの受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
- ・会計、記帳および毎日のサブ・ファンドの純資産価額の計算に要する費用。
- ・サブ・ファンドの受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
- ・弁護士および監査人の報酬。
- ・日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、サブ・ファンドの管理会社を作成を要求される書類の作成に要するその他の費用。
- ・以上に類似し、サブ・ファンドの管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるすべての管理費用。サブ・ファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、サブ・ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は、５年を超えない期間にわたり償却することができる。

その他の費用・手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に合計額および上限額ならびにこれらの計算方法を示すことができない。

手数料および費用等の合計額および上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

平成28年４月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、3,595,976.78米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

（Ａ）日本

平成28年９月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共

法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」を利用する場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、平成26年１月１日以降の非課税制度である。ＮＩＳＡを利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上の者で、日本における販売会社または販売取扱会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する者が対象となる。また、平成28年４月１日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（ジュニアＮＩＳＡ）が開始された。ジュニアＮＩＳＡを利用する場合、20歳未満の居住者等を対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となる。なお、ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡでの取扱商品は日本における販売会社または販売取扱会社によって異なる。詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、財産税、相続税、贈与税、源泉徴収税その他の税がない。ケイマン諸島は、いかなる国との間でも、受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税に関する条約の当事者ではない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請し、これを取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドルである。信託証書につき、50米ドルの印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりＣＩＭＡに対して支払われる。ＣＩＭＡに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドルである。

（Ｃ）ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国および英国それぞれを相手方とする２つの政府間協定（以下、それぞれ「米国ＩＧＡ」および「英国ＩＧＡ」という。）に調印している。またケイマン諸島は、60か国以上とともに、金融口座

情報の自動的交換に係るＯＥＣＤ基準、すなわち共通報告基準（以下、「ＣＲＳ」といい、米国ＩＧＡおよび英国ＩＧＡとあわせて、「ＡＥＯＩ」という。）を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国ＩＧＡおよび英国ＩＧＡを施行するケイマン諸島の規則が平成26年7月4日付で発布され、ＣＲＳを施行するケイマン諸島の規則が平成27年10月16日付で発布された（以下、「ＡＥＯＩ規則」と総称する。）。ＡＥＯＩ規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国および英国ＩＧＡの適用に関する指針を公表しており、またＣＲＳに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島の「金融機関」は全て、１つ以上のＡＥＯＩ制度に関して「報告外金融機関」（関連するＡＥＯＩ規則に定義される。）として認められる例外規定に依拠することができない限り、ＡＥＯＩ規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められる。ファンドに関する限りにおいては、ＡＥＯＩ規則の要件を遵守する予定である。

ＡＥＯＩ規則は、報告金融機関に対し、とりわけ（ ）米国内国歳入庁（以下「ＩＲＳ」という。）への登録、国際仲介者証明（以下、「ＧＩＩＮ」という。）の取得（ただし、米国ＩＧＡについてのみ）、（ ）税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、（ ）「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、ならびに、（ ）税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局（例えば、米国の報告対象口座であればＩＲＳ、英国の報告対象口座であればＨＭＲＣ等）に対し自動的に転送する。報告外金融機関については、ＡＥＯＩ規則上の義務はない。

米国ＩＧＡは、米国ＩＧＡを導入するＡＥＯＩ規則を遵守するケイマン諸島の金融機関が、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下、「ＦＡＴＣＡ」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかる金融機関は、ＦＡＴＣＡの要件を「遵守しているとみなされ」、ＦＡＴＣＡの源泉徴収税（現行税率30%）を課税されることはなく、また、非協力口座を解約することを要しないことを定めている。ケイマン諸島の報告金融機関は、ＦＡＴＣＡの源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙により、ＦＡＴＣＡの状況について米国の源泉徴収代理人に対して自己申告を行うことが必要な場合がある。米国ＩＧＡの条項に従い、受託会社が「重大な違反（significant non-compliance）」の結果として不参加金融機関（米国ＩＧＡに定義される）とみなされない限り、ファンドに対する支払に対してＦＡＴＣＡ源泉徴収税は課されない。米国ＩＧＡを導入するＡＥＯＩ規則では、ＦＡＴＣＡその他の口座に関する口座保有者による支払または口座保有者への支払について、ケイマン諸島の金融機関は源泉徴収を義務付けられていない。

投資者は、ファンドおよび／もしくはサブ・ファンドに投資し、ならびに／または継続投資することにより、ファンドおよび／もしくはサブ・ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、トラストによるＡＥＯＩ規則の遵守が投資者情報の開示につながる場合があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合（それによって生じる結果にかかわらず）、受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

(D) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

（平成28年８月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
社債／私募	アメリカ合衆国	22,383,973.99	39.20
	カナダ	3,136,365.01	5.49
	イギリス	1,146,600.00	2.01
	ルクセンブルグ	765,000.00	1.34
	シンガポール	520,080.02	0.91
	バミューダ諸島	405,500.00	0.71
	オランダ	306,750.00	0.54
	ベトナム	258,257.50	0.45
	スリランカ	255,137.50	0.45
	マーシャル諸島	194,437.50	0.34
社債／公募	アメリカ合衆国	20,489,506.97	35.89
	ルクセンブルグ	2,768,159.28	4.85
	カナダ	771,406.25	1.35
	オランダ	588,224.51	1.03
	シンガポール	524,809.99	0.92
	ケイマン諸島	291,774.80	0.51
	ベトナム	267,735.00	0.47
	イギリス	256,112.50	0.45
	アイルランド	251,875.00	0.44
	カザフスタン	233,535.00	0.41
社債／変動利付債	アメリカ合衆国	502,500.00	0.88
株式	カナダ	34,378.60	0.06
小計		56,352,119.42	98.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		743,783.18	1.30
合計（純資産価額）		57,095,902.60 （約5,891百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）サブ・ファンドの純資産価額および１口当たり純資産価格は各営業日に計算される。したがって、「５ 運用状況」および「第３ ファンドの経理状況 ２ ファンドの現況」における数値は、別段の記載がない限り営業日ベースの数値である。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成28年８月末日現在）

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率（％）	数量	額面金額（米ドル）		簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
							単価	合計	単価	合計	単価	合計	
1	QUAPAW DOWNSTREAM DEVELO	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2019年７月１日	10.50	1,364,000	1.00	1,364,000.00	0.96	1,307,165.00	1.03	1,404,920.00	2.46
2	KEMET CORP	社債 （公募）	アメリカ 合衆国	2018年５月１日	10.50	1,182,000	1.00	1,182,000.00	1.02	1,208,595.00	1.00	1,183,938.50	2.07
3	TELESAT CANADA/ TELE SAT L	社債 （私募）	カナダ	2017年５月15日	6.00	1,080,000	1.00	1,080,000.00	1.00	1,082,655.00	1.00	1,080,000.00	1.89
4	GREAT LAKES DREDGE&DOCK	社債 （公募）	アメリカ 合衆国	2019年２月１日	7.375	1,075,000	1.00	1,075,000.00	1.03	1,110,628.65	0.98	1,056,187.50	1.85
5	AIR CANADA	社債 （私募）	カナダ	2019年10月１日	6.75	1,000,000	1.00	1,000,000.00	1.06	1,060,000.00	1.04	1,036,250.00	1.81
6	BOARDRIDERS SA	社債 （公募）	ルクセン ブルグ	2017年12月15日	8.875	1,000,000	1.00	1,000,000.00	1.01	1,006,401.50	1.03	1,031,666.63	1.81
7	HARLAND CLARKE HOLDINGS	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2018年８月１日	9.75	1,000,000	1.00	1,000,000.00	1.07	1,069,107.14	1.03	1,030,000.00	1.80
8	WISE METALS GROUP LLC/WI	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2018年12月15日	8.75	1,000,000	1.00	1,000,000.00	1.08	1,077,567.22	1.03	1,030,000.00	1.80
9	CLEAVER- BROOKS INC	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2019年12月15日	8.75	895,000	1.00	895,000.00	1.02	913,820.85	1.05	937,512.50	1.64
10	MICHAEL BAKER INTL INC	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2018年10月15日	8.25	900,000	1.00	900,000.00	0.98	883,125.00	1.00	902,250.00	1.58
11	ACCURIDE CORP	社債 （公募）	アメリカ 合衆国	2018年８月１日	9.50	925,000	1.00	925,000.00	1.04	962,000.00	0.96	889,766.77	1.56
12	DPL INC	社債 （公募）	アメリカ 合衆国	2019年10月１日	6.75	875,000	1.00	875,000.00	1.01	881,656.25	1.01	883,750.00	1.55
13	CEVA GROUP PLC	社債 （私募）	イギリス	2018年５月１日	4.00	990,000	1.00	990,000.00	0.87	859,479.94	0.89	881,100.00	1.54
14	GIBSON BRANDS INC	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2018年８月１日	8.875	1,150,000	1.00	1,150,000.00	0.96	1,101,264.35	0.76	876,875.00	1.54
15	KINETIC CONCEPT/KCI USA	社債 （公募）	アメリカ 合衆国	2018年11月１日	10.50	810,000	1.00	810,000.00	1.06	858,772.10	1.03	834,842.71	1.46
16	ALLIED SPECIALTY VEHICLE	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2019年11月１日	8.50	810,000	1.00	810,000.00	1.05	847,975.00	1.03	833,287.50	1.46
17	ASSOCIATED ASPHALT PARTN	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2018年２月15日	8.50	807,000	1.00	807,000.00	0.96	774,720.00	1.02	819,105.00	1.43
18	LMI AEROSPACE INC	社債 （公募）	アメリカ 合衆国	2019年７月15日	7.375	800,000	1.00	800,000.00	1.01	807,500.00	1.02	812,000.00	1.42
19	GREEKTOWN HOLDINGS LLC/M	社債 （私募）	アメリカ 合衆国	2019年３月15日	8.875	765,000	1.00	765,000.00	1.02	777,582.93	1.06	808,987.50	1.42
20	TESORO LOGISTICS LP/CORP	社債 （公募）	アメリカ 合衆国	2019年10月15日	5.50	750,000	1.00	750,000.00	1.01	757,500.00	1.07	802,155.02	1.40

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率 (%)	数量	額面金額（米ドル）		簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	合計	単価	合計	単価	合計	
21	XPO LOGISTICS INC	社債 (私募)	アメリカ 合衆国	2019年 9 月 1 日	7.875	750,000	1.00	750,000.00	1.04	781,657.93	1.04	780,712.50	1.37
22	CTP TRANS PROD LLC/ FINA	社債 (私募)	アメリカ 合衆国	2019年12月15日	8.25	1,000,000	1.00	1,000,000.00	1.06	1,056,215.52	0.78	775,000.00	1.36
23	INVENTIV HEALTH INC	社債 (私募)	アメリカ 合衆国	2018年 1 月15日	9.00	750,000	1.00	750,000.00	1.03	775,916.94	1.03	774,795.00	1.36
24	FLORIDA EAST COAST HLDGS	社債 (私募)	アメリカ 合衆国	2019年 5 月 1 日	6.75	750,000	1.00	750,000.00	1.02	761,279.41	1.03	772,875.02	1.35
25	APX GROUP INC	社債 (公募)	アメリカ 合衆国	2019年12月 1 日	6.375	750,000	1.00	750,000.00	1.00	752,105.00	1.02	768,292.52	1.35
26	BOMBARDIER INC	社債 (私募)	カナダ	2018年 9 月15日	5.50	750,000	1.00	750,000.00	0.95	708,960.37	1.02	768,000.01	1.35
27	COVERIS HOLDINGS SA	社債 (私募)	ルクセン ブルグ	2019年11月 1 日	7.875	750,000	1.00	750,000.00	1.01	759,423.07	1.02	765,000.00	1.34
28	BUMBLE BEE HOLDINGS INC	社債 (私募)	アメリカ 合衆国	2017年12月15日	9.00	750,000	1.00	750,000.00	1.05	788,437.50	1.01	759,375.00	1.33
29	BANKRATE INC	社債 (私募)	アメリカ 合衆国	2018年 8 月15日	6.125	750,000	1.00	750,000.00	1.00	751,875.00	1.01	759,375.00	1.33
30	BMC STOCK HOLDINGS INC	社債 (私募)	アメリカ 合衆国	2018年 9 月15日	9.00	715,000	1.00	715,000.00	1.03	739,366.33	1.03	739,131.25	1.29

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成28年 8 月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成28年 8 月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成27年９月末日から平成28年８月末日における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第１会計年度末 (平成28年４月末日)	9,629,816.78	993,604,495	92.83	9,578
平成27年９月末日	12,835,170.04	1,324,332,845	95.89	9,894
10月末日	12,573,626.00	1,297,346,731	97.07	10,015
11月末日	11,985,825.54	1,236,697,479	96.50	9,957
12月末日	10,969,831.31	1,131,867,195	92.27	9,521
平成28年１月末日	10,770,924.17	1,111,343,956	91.14	9,403
２月末日	9,971,079.22	1,028,815,954	89.54	9,238
３月末日	9,698,294.63	1,000,670,040	91.64	9,455
４月末日	9,629,816.78	993,604,495	92.83	9,578
５月末日	9,511,902.12	981,438,061	94.27	9,727
６月末日	9,389,106.21	968,767,979	93.42	9,639
７月末日	9,311,984.99	960,810,611	95.17	9,820
８月末日	9,445,879.07	974,625,802	96.54	9,961

< 円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券 >

	純資産価額	１口当たり純資産価格
	円	円
第１会計年度末 (平成28年４月末日)	2,304,703,173	9,170
平成27年９月末日	3,118,633,892	9,539
10月末日	2,951,577,147	9,652
11月末日	2,817,460,992	9,600
12月末日	2,592,640,545	9,162
平成28年１月末日	2,497,055,410	9,051
２月末日	2,399,395,283	8,872
３月末日	2,366,101,402	9,065
４月末日	2,304,703,173	9,170
５月末日	2,302,600,404	9,308
６月末日	2,103,815,777	9,214
７月末日	2,109,898,343	9,420
８月末日	2,102,267,695	9,571

< Ｊ Ｐ Ｘ 日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券 >

	純資産価額	１口当たり純資産価格
	円	円
第１会計年度末 (平成28年４月末日)	729,499,730	9,275
平成27年９月末日	996,186,988	9,543
10月末日	1,025,818,851	10,381
11月末日	937,609,939	10,366
12月末日	798,099,146	9,780
平成28年１月末日	738,537,536	9,174
２月末日	703,187,157	8,735
３月末日	722,601,374	9,089
４月末日	729,499,730	9,275
５月末日	745,243,314	9,475
６月末日	691,485,884	9,025
７月末日	721,066,965	9,448
８月末日	725,168,636	9,565

< Ｊ Ｐ Ｘ 日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券 >

	純資産価額	１口当たり純資産価格
	円	円
第１会計年度末 (平成28年４月末日)	2,295,435,016	8,680
平成27年９月末日	3,574,101,720	9,778
10月末日	3,792,819,851	10,698
11月末日	3,442,138,083	10,892
12月末日	2,900,729,325	10,094
平成28年１月末日	2,687,180,488	9,520
２月末日	2,361,202,087	8,468
３月末日	2,368,519,552	8,794
４月末日	2,295,435,016	8,680
５月末日	2,349,249,025	9,066
６月末日	2,011,716,701	7,965
７月末日	2,085,566,024	8,326
８月末日	2,101,243,852	8,490

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

<米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券>

	収益率（％）（注）
第１会計年度	- 7.17%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の１口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）。

b = １口当たり当初発行価格（米ドル建クラスについては100米ドル、円建クラスについては10,000円）。

以下同じ。

<円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券>

	収益率（％）
第１会計年度	- 8.30%

<ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券>

	収益率（％）
第１会計年度	- 7.25%

<ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券>

	収益率（％）
第１会計年度	- 13.20%

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

< 米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券 >

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度 (平成27年１月16日から 平成28年４月末日まで)	201,799 (201,799)	98,061 (98,061)	103,738 (103,738)

（注１）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（注２）販売口数は、申込期間に販売された販売口数を含む。以下同じ。

< 円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券 >

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度 (平成27年１月16日から 平成28年４月末日まで)	499,034 (499,034)	247,715 (247,715)	251,319 (251,319)

< ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券 >

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度 (平成27年１月16日から 平成28年４月末日まで)	270,610 (270,610)	191,957 (191,957)	78,653 (78,653)

< ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券 >

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度 (平成27年１月16日から 平成28年４月末日まで)	1,106,407 (1,106,407)	841,960 (841,960)	264,447 (264,447)

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

本書の日付現在、受益証券の募集は、海外においても、また日本においても行われていない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

概説

受益者は、いずれかの営業日における自己の受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。受益証券の買戻請求がある営業日に処理されるためには、当該請求は、当該営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに受領されなければならない。ルクセンブルグ時間午前12時（正午）を過ぎた後に受領された買戻請求は、翌営業日に受諾されたものとみなされる。管理会社が別途同意する場合を除き、受益者は、一旦提出した買戻請求を取り消すことができない。

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社により受諾された日から起算して、通常、５営業日目までに保管会社またはその代理人により、米ドル建クラスの受益証券の買戻しの場合、米ドル貨で、円建クラスの受益証券の場合、円貨で行われる。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益証券の買戻価格は、管理会社により関連する買戻請求が受諾された営業日現在の関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻請求は１口単位で行われなければならない。

受益証券には、買戻し手数料は適用されない。

管理会社は、受益者に対する買戻しの支払の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社または管理会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社はまた、買戻しの支払（または受益証券に関するその他の支払）から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとの疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が、受託会社と協議の上、決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、（イ）買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または（ロ）買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が、受託会社と協議の上、決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、受託会社と協議の上、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。）、発行済受益証券の全部または一部に関連する営業日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記が一般的に意味することを損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（ ）かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- （イ）ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- （ロ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- （ハ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および／もしくはＥＵにおいて、または米国および／もしくはＥＵから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは信託証書において禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人または法人であって、米国証券法（改正済）のレギュレーションＳに定める米国人に該当する者。後記「別紙Ｂ レギュレーションＳに定める米国人の定義」を参照のこと。

自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（随時施行中の米国所得税法に定められる。）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に以下の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者。

(ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある暦年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。

自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織され設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a)米国の裁判所が信託の管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および／または販売会社に対して、米国人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に米国人の勘定でまたは米国人のため受益証券が保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得および／または保有がいずれかの国もしくは政府機関の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、以下に定義される「欧州人」が含まれる。

ＥＵは、ＥＵ加盟国により構成されるものと定義されている。

ある投資予定者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人であって、いずれか－ＥＵ加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のＥＵ加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) いずれか－ＥＵ加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人ＩＤカードを保有している者。

(ロ) 前暦年に183日以上ＥＵに滞在した者。

自然人以外の者であって、(イ) いずれか－ＥＵ加盟国においてもしくはいずれか－ＥＵ加盟国の法律に基づいて組織され設立され、および／またはＥＵ加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) いずれか－ＥＵ加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 前記 に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源の如何にかかわらず、その所得がいずれか－ＥＵ加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および／または販売会社に対して、欧州人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に欧州人の勘定でまたは欧州人のため受益証券が保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社または販売会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、適格投資家として後記「別紙Ａ 定義」において定義される者をいう。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、状況が許す場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング規則（2015年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために行う管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは受託会社のために行う管理事務代行会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2016年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、または、（ ）テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（２）日本における買戻し

日本における投資者は、営業日かつ国内営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各営業日の午後３時（日本時間）までとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。買戻しは、各営業日に行われる。

買戻価格は、管理会社により買戻請求が受諾された営業日現在の関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格である。

買戻請求は１口以上１口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、営業日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの営業日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が、受託会社と協議の上、決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、（イ）買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または（ロ）買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が、受託会社と協議の上、決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の営業日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）に従い、米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券については円貨または米ドル貨により、円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券、ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券またはＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券については円貨により、原則として約定日（買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日。通常、買戻請求が受諾された営業日の翌国内営業日）から起算して４国内営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

買戻し手数料は課されない。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

<各円建クラス>

純資産価額および各円建クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数点以下を四捨五入して計算される。

<米ドル建クラス>

純資産価額および米ドル建クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第３位以下を四捨五入して計算される。

純資産価額および各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において１円未満を四捨五入して計算される。

純資産価額は、信託証書の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

（イ）すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金

（ロ）すべての投資対象

（ハ）すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定

（ニ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限り。）

（ホ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

（イ）すべての為替手形、手形および買掛金

（ロ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（サブ・ファンドの投資運用会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。）

（ハ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が、受託会社と協議の上、決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

（イ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。

（ロ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。

（ハ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。

（ニ）証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

（ホ）未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価

情報を含む。)を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。

(ヘ) 決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格を参照して評価される。

(ト) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）

(チ) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該保有投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資運用会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの純資産価額およびサブ・ファンド受益証券１口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはサブ・ファンド受益証券の発行および／もしくは買戻しならびに／もしくは買戻代金の支払は、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

(イ) 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ) 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると投資運用会社が判断する事態が継続している期間

(ハ) サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

(ニ) サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと投資運用会社が判断する期間

(ホ) 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が１週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、ＣＩＭＡに対しても通知される。

(２)【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、平成27年１月16日から運用を開始し、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了する場合を除いて、平成32年１月31日に終了する。

償還金の支払については、償還日以降、相応の日数がかかる場合がある。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は毎年５月１日から翌年４月30日までである。ただし、最初の決算日は平成28年４月30日であった。第１会計年度は平成27年１月16日から平成28年４月30日までであった。

（５）【その他】

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、信託証書に従い償還日前のいずれかの時点で終了することがある。

(イ) 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合

(ロ) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合

(ハ) 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合

(ニ) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

サブ・ファンドの終了が選択される場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、サブ・ファンドのすべての発行済受益証券を当該時点の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻す。

信託証書の変更

信託証書の条項に従って、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの受益者またはサブ・ファンドの該当するクラスもしくはシリーズ（場合に応じて）の受益者に対し、書面による通知（サブ・ファンドの決議によって放棄され得る。）を行なうことにより、補遺信託証書によって、管理会社がサブ・ファンドの受益者またはサブ・ファンドの該当するクラスもしくはシリーズ（場合に応じて）の受益者の最良の利益となるとみなす方法および範囲内で、サブ・ファンドに関する信託証書の規定を改正、修正、変更または追加することができるものとする。

管理会社または受託会社が書面にて、以下を証する場合を除き、改正、修正、変更または追加は、その承認を得るために受益者決議またはサブ・ファンドの決議（場合に応じて）を要するものとする。

(イ) かかる改正、修正、変更または追加は、サブ・ファンドの既存の受益者または該当するサブ・ファンドの受益者（場合に応じて）の権利を大きく毀損することはない、また、受託会社または管理会社に対し、受益者に対する一切の責任を免除することはない、と管理会社または受託会社が考えること、または

(ロ) かかる改正、修正、変更または追加は、財務上、法的または公的要件（法的強制力を有するか否かにかかわらず。）を満たすために必要であると管理会社または受託会社が考えること
ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適合すると管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、（ ）当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、（ ）管理会社および受託会社はその裁量により承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および（ ）信託証書の規定に従い、受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法

域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によるのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に依りて残余財産の分配を請求する権利を有する。

議決権

受託会社または管理会社は、以下の場合に、ファンド、該当するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの該当するクラスもしくはシリーズ(場合に依りて)の受益者の集会を当該通知に記載された日時および場所において招集するものとする。

(イ) 信託証書の規定により集会を招集することが必要とされている場合

(ロ) 管理会社または受託会社の書面による要求があった場合

(ハ) (すべての受益者の集会の場合においては、) 当該時にファンドの発行済受益証券の合計で10分の1以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求があった場合

(ニ) (いずれかのサブ・ファンドの受益者の集会の場合においては、) 当該時に該当するサブ・ファンドの発行済受益証券の合計で10分の1以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求があった場合

(ホ) (いずれかの受益証券クラスまたはシリーズの受益者の集会の場合においては、) 当該時に該当するクラスまたはシリーズの発行済受益証券の合計で10分の1以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求があった場合

いずれかのサブ・ファンドの個別のクラスまたはシリーズの受益者集会の目的上、受託会社は、2つ以上もしくはすべてのクラスまたはシリーズが検討中の案件によって同一の影響を受けると考える場合、2つ以上もしくはすべてのクラスまたはシリーズが1つのクラスを構成しているとみなすことができるものとするが、他のすべての場合においては、これらを個別のクラスまたはシリーズとみなすものとする。あるクラスまたはシリーズの受益証券の保有者の個別の集会は、個別のクラスまたはシリーズの受益証券の保有者のみに関係する事項を検討する目的で開催されるものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、以下のとおりである。

弁護士 中野 春芽

同 十枝 美紀子

同 熊野 則広

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

- a．サブ・ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年８月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（米ドル＝103.18円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d．英文および日本文の財務書類に齟齬がある場合、英文が優先する。翻訳は、独立した者が行っており、ケーピーエムジーは訳文の正確性を確認するためのいかなる手続も行っていない。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト

純資産計算書

2016年４月30日現在

短期高利回り社債ファンド2015-01

米ドル

千円

資産		
投資有価証券取得原価	61,829,389.09	6,379,556
未実現評価損	(4,093,808.22)	(422,399)
有価証券への投資（公正価値）	57,735,580.87	5,957,157
銀行預金	976,354.96	100,740
未収利息	1,230,358.48	126,948
投資有価証券売却未収金	138,499.09	14,290
為替先渡契約にかかる未実現評価益（注12）	258,175.98	26,639
オプションへの投資（公正価値）（注13）	3,739,815.13	385,874
	64,078,784.51	6,611,649
負債		
未払費用（注４）	(223,200.39)	(23,030)
未払オプション・プレミアム（注13）	(4,669,783.72)	(481,828)
購入済投資にかかる未払金	-	-
受益証券買戻未払金	(450,424.35)	(46,475)
為替先渡契約にかかる未実現評価損（注12）	(11,621.17)	(1,199)
	(5,355,029.63)	(552,532)
純資産価額	58,723,754.88	6,059,117
発行済受益証券口数		
米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券	103,738口	
円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券	251,319口	
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券	78,653口	
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券	264,447口	
受益証券１口当たり純資産価格		
米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券（米ドル表示）	92.83米ドル	9,578円
円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券（日本円表示）		9,170円
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券（日本円表示）		9,275円
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券（日本円表示）		8,680円

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト

運用計算書

2015年１月16日（運用開始日）から2016年４月30日までの期間

短期高利回り社債ファンド2015-01

	米ドル	千円
収益		
債券にかかる利息	9,949,638.88	1,026,604
その他収益	6,442.38	665
	9,956,081.26	1,027,268
費用		
代行協会員報酬（注11）	(140,471.40)	(14,494)
設立費用償却（注３）	(145,490.48)	(15,012)
販売報酬（注10）	(842,827.29)	(86,963)
支払利息	-	-
投資運用報酬（注７）	(591,227.27)	(61,003)
管理報酬および管理事務代行報酬（注６）	(182,643.97)	(18,845)
オプション・プレミアム費用	(3,524,268.31)	(363,634)
その他の報酬	(31,798.21)	(3,281)
専門家報酬	(17,495.33)	(1,805)
投資顧問報酬（注８）	(589,974.20)	(60,874)
副保管報酬	(22,414.93)	(2,313)
受託報酬（注９）	(42,141.41)	(4,348)
	(6,130,752.80)	(632,571)
投資純利益	3,825,328.46	394,697
投資有価証券売却にかかる実現純損失（注15）	(3,028,118.02)	(312,441)
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純損失	(1,129,828.57)	(116,576)
為替先渡契約にかかる実現純利益（損失）（注15）	976,567.19	100,762
オプションにかかる実現純利益（注15）	7,171,799.37	739,986
当期実現純利益（損失）	3,990,419.97	411,732
未実現評価利益（損失）（純額）の変動：		
- 投資有価証券（注15）	(4,093,808.22)	(422,399,132)
- その他の資産および負債の為替換算	(16,319.17)	(1,683,812)
- 為替先渡契約（注15）	246,554.81	25,439,525
- オプション（注15）	(929,968.59)	(95,954,159)
	(4,793,541.17)	(494,597,578)
運用の結果による純資産の増加（減少）	3,022,207.26	311,831,345

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

コクサイ - M U G C マスター・トラスト

短期高利回り社債ファンド2015-01

純資産変動計算書

2015年１月16日（運用開始日）から
2016年４月30日までの期間

米ドル

千円

期首現在純資産	-	-
投資純利益	3,825,328.46	394,697
投資有価証券売却にかかる実現純損失（注15）	(3,028,118.02)	(312,441)
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純損失	(1,129,828.57)	(116,576)
為替先渡契約にかかる実現純利益（注15）	976,567.19	100,762
オプションにかかる実現純利益（注15）	7,171,799.37	739,986
	3,990,419.97	411,732
未実現評価利益（損失）（純額）の変動：		
- 投資有価証券（注15）	(4,093,808.22)	(422,399)
- その他の資産および負債の為替換算	(16,319.17)	(1,684)
- 為替先渡契約（注15）	246,554.81	25,440
- オプション（注15）	(929,968.59)	(95,954)
	(4,793,541.17)	(494,598)
申込み		
米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券	20,179,900.00	2,082,162
円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券	42,424,041.48	4,377,313
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券	23,005,185.75	2,373,675
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券	94,058,233.45	9,704,929
買戻し		
米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券	(9,540,203.97)	(984,358)
円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券	(19,884,904.20)	(2,051,724)
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券	(17,036,274.81)	(1,757,803)
ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券	(77,504,430.08)	(7,996,907)
	55,701,547.62	5,747,286
期末現在純資産	58,723,754.88	6,059,117

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

コクサイ - M U G C マスター・トラスト

短期高利回り社債ファンド2015-01

受益証券口数の変動

2015年1月16日（運用開始日）から
2016年4月30日までの期間

米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	201,799
買戻受益証券口数	(98,061)
期末現在発行済受益証券口数	103,738

円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	499,034
買戻受益証券口数	(247,715)
期末現在発行済受益証券口数	251,319

ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	270,610
買戻受益証券口数	(191,957)
期末現在発行済受益証券口数	78,653

ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	1,106,407
買戻受益証券口数	(841,960)
期末現在発行済受益証券口数	264,447

統計情報

	米ドル	円
米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券		
期末現在１口当たり純資産価格（米ドル表示）	92.83	9,578
純資産価額（米ドル表示）	9,629,816.78	993,604,495

円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券

期末現在１口当たり純資産価格（日本円表示）	9,170
-----------------------	-------

純資産価額（日本円表示）	2,304,703,173
--------------	---------------

ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券

期末現在１口当たり純資産価格（日本円表示）	9,275
-----------------------	-------

純資産価額（日本円表示）	729,499,730
--------------	-------------

ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券

期末現在１口当たり純資産価格（日本円表示）	8,680
-----------------------	-------

純資産価額（日本円表示）	2,295,435,016
--------------	---------------

コクサイ - M U G C マスター・トラスト

財務書類に対する注記

2016年4月30日現在

注 1 概要

コクサイ - M U G C マスター・トラスト（以下「ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で締結された2011年7月29日付信託宣言（随時補足され、または変更される。）により、ケイマン諸島の信託法に基づき、信託証書によって設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型・ユニット・トラストである。ファンドは、2011年8月3日付のミューチュアル・ファンド法に基づき登録されている。

財務書類は、以下のサブ・ファンドに関連している。

- ・グローバル短期高利回り社債ファンド2（米ドルで表示）
- ・グローバル短期高利回り社債ファンド3（米ドルで表示）
- ・短期高利回り社債ファンド2015-01（米ドルで表示）

グローバル短期高利回り社債ファンド2およびグローバル短期高利回り社債ファンド3に関し、サブ・ファンドは、米ドルヘッジクラスという1つの受益証券クラスを販売している。

短期高利回り社債ファンド2015-01に関し、サブ・ファンドは、以下の4つのクラスを販売している。

- ・米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券
- ・円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券
- ・ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券および
- ・ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券

サブ・ファンドおよび米ドル建クラスの表示通貨は米ドルであり、円建クラスの表示通貨は日本円である。

グローバル短期高利回り社債ファンド2およびグローバル短期高利回り社債ファンド3について、サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、多様な通貨建の世界の高利回り社債（ただし、日本企業が発行したものおよび円建のものを除く。）への投資を通じて、高水準のインカム収益の確保と信託財産の成長を目指すことである。

短期高利回り社債ファンド2015-01について、サブ・ファンドの投資目的は、新興国を含む世界中の会社が発行する、世界の高利回り社債への投資を通じて、高水準のインカム収益の確保と信託財産の成長を目指すことである。更に、サブ・ファンドは、各クラスレベルにおいて派生商品取引等を行うことにより、追加的収益の獲得を目指している。

注 2 資本

受益証券の発行

当初発行価格は、各円建クラスについて受益証券1口当たり10,000円、米ドル建クラスについて受益証券1口当たり100.00米ドルである。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、買戻請求が管理会社に受諾された営業日現在の関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格である。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金される買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は１口単位で行われなければならない。

分配

管理会社は、現在、分配を予定していない。

注３ 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に従い表記されている。2016年４月30日現在のサブ・ファンドの財務書類は、以下に記載されたとおりに作成されている。

有価証券およびデリバティブへの投資の評価

- （ ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から経過利息を加えた金額で評価される。
- （ ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- （ ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- （ ）証券取引所に上場されているか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- （ ）未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- （ ）決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格を参照して評価される。
- （ ）利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- （ ）前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

有価証券の売却にかかる実現純（損）益

有価証券の売却にかかる実現純（損）益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

為替換算

財務書類は、米ドルで表示されている。米ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、投資有価証券およびその他の資産または負債は、2016年４月30日現在の適用ある実勢為替レートで対応する通貨に換算される。

米ドル以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

米ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用ある実勢為替レートで米ドルに換算される。

実現および未実現為替評価損益の変動結果は、運用計算書に計上される。

2016年４月30日現在、適用ある為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル = 0.969650スイスフラン
1 米ドル = 0.883783ユーロ
1 米ドル = 0.686106英ポンド
1 米ドル = 108.560000円

投資有価証券の取得原価

米ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用ある為替レートで米ドルに換算される。

投資収益

受取利息は、発生主義で認識される。

為替先渡契約

未決済の為替先渡契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用ある為替先渡価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

為替先渡契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

設立費用

設立費用は１年間にわたり償却される。

オプション契約

組織化された市場で取引されるオプションは、純資産価額の日付において入手可能な最新の市場価格で評価される。その他のオプションは、管理会社が決定する推定市場価格で評価される。

オプション契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

注４ 未払費用

グローバル短期 グローバル短期
高利回り社債ファンド２ 高利回り社債ファンド３

	米ドル	米ドル
投資運用報酬（注７）	60,313.48	69,780.45
その他の報酬	4,223.91	6,393.95
専門家報酬	17,660.53	17,660.53
受託報酬（注９）	774.19	789.36
合計	82,972.11	94,624.29

短期高利回り社債
ファンド2015-01

	米ドル
代行協会員報酬（注11）	4,543.13
販売報酬（注10）	27,257.71
投資運用報酬（注７）	82,376.94
管理報酬および管理事務代行報酬（注６）	5,937.23
その他の報酬	3,103.26
専門家報酬	17,495.33
投資顧問報酬（注８）	81,123.87
受託報酬（注９）	1,362.92
合計	223,200.39

注５ 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、2011年７月29日（ファンドの設定日）から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課すケイマン諸島の法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。

注６ 管理報酬および管理事務代行報酬

短期高利回り社債ファンド2015-01について、管理会社兼管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.13%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注７ 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注 8 投資顧問報酬

短期高利回り社債ファンド2015-01に関し、投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注 9 受託報酬

グローバル短期高利回り社債ファンド2およびグローバル短期高利回り社債ファンド3に関し、受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

短期高利回り社債ファンド2015-01に関し、受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注10 販売報酬

短期高利回り社債ファンド2015-01に関し、販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注11 代行協会員報酬

短期高利回り社債ファンド2015-01に関し、代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注12 為替先渡契約にかかる未実現評価損益

グローバル短期高利回り社債ファンド２

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価益 (米ドル)	取引相手方
2016年４月27日	2016年６月３日	ユーロ	1,898,886.00	米ドル	2,151,399.86	(2,151,133.91)	265.95	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月４日	米ドル	376,172.11	英ポンド	258,502.00	376,771.10	598.99	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月１日	2016年５月４日	ユーロ	2,199,824.00	米ドル	2,507,150.41	(2,489,515.67)	17,634.74	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
合計							18,499.68	

2016年４月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は18,499.68米ドルであった。これは、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価損 (米ドル)	取引相手方
2016年４月27日	2016年６月３日	英ポンド	258,502.00	米ドル	376,192.79	(376,807.76)	(614.97)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月４日	米ドル	2,149,747.83	ユーロ	1,898,886.00	2,148,947.58	(800.25)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月１日	2016年５月４日	英ポンド	258,502.00	米ドル	367,631.20	(376,771.10)	(9,139.90)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月５日	2016年５月４日	米ドル	342,912.83	ユーロ	300,938.00	340,568.09	(2,344.74)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
合計							(12,899.86)	

2016年４月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は12,899.86米ドルであった。これは、純資産計算書に開示されている。

グローバル短期高利回り社債ファンド３

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価益 (米ドル)	取引相手方
2016年４月27日	2016年６月３日	ユーロ	3,972,459.00	米ドル	4,500,716.60	(4,500,160.22)	556.38	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年６月３日	米ドル	54,797.33	スイスフラン	53,143.00	54,895.88	98.55	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月４日	ユーロ	1,678,282.15	米ドル	1,900,000.00	(1,899,292.72)	707.28	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月４日	米ドル	262,788.75	英ポンド	180,586.00	263,207.19	418.44	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月１日	2016年５月４日	ユーロ	4,389,326.00	米ドル	5,002,536.79	(4,967,350.05)	35,186.74	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
合計							36,967.39	

2016年４月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は36,967.39米ドルであった。これは、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価損 (米ドル)	取引相手方
2016年４月27日	2016年６月３日	米ドル	1,900,000.00	ユーロ	1,676,993.42	1,899,765.13	(234.87)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年６月３日	英 ポンド	180,586.00	米ドル	262,803.19	(263,232.81)	(429.62)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月４日	米ドル	4,497,260.56	ユーロ	3,972,459.00	4,495,586.43	(1,674.13)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月４日	スイス フラン	53,143.00	米ドル	54,734.12	(54,819.21)	(85.09)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月１日	2016年５月４日	米ドル	55,518.24	スイス フラン	53,143.00	54,819.21	(699.03)	JPモルガン・チェース、ニューヨーク
2016年４月１日	2016年５月４日	米ドル	1,900,000.00	ユーロ	1,666,381.63	1,885,825.04	(14,174.96)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月１日	2016年５月４日	英 ポンド	180,586.00	米ドル	256,822.19	(263,207.19)	(6,385.00)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月５日	2016年５月４日	米ドル	475,011.61	ユーロ	416,867.00	471,763.62	(3,247.99)	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
合計							(26,930.69)	

2016年４月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は26,930.69米ドルであった。これは、純資産計算書に開示されている。

短期高利回り社債ファンド2015-01

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価益 (米ドル)	取引相手方
2016年４月27日	2016年６月３日	ユーロ	1,974,971.00	米ドル	2,238,234.63	(2,237,326.03)	908.60	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月４日	ユーロ	195,321.44	米ドル	221,182.00	(221,043.04)	138.96	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月27日	2016年５月10日	米ドル	29,294.06	日本円	3,257,986	30,019.26	725.20	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年４月27日	2016年５月10日	米ドル	32,098.42	日本円	3,569,878	32,893.06	794.64	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年４月27日	2016年５月10日	米ドル	127,631.39	日本円	14,194,732	130,791.05	3,159.66	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年４月１日	2016年５月４日	ユーロ	1,984,393.00	米ドル	2,261,622.62	(2,245,714.87)	15,907.75	ＵＢＳ ＡＧ、スタンフォード
2016年４月26日	2016年５月６日	米ドル	363.66	日本円	40,409	372.30	8.64	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年４月26日	2016年５月11日	米ドル	324.80	日本円	36,035	332.04	7.24	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2016年４月26日	2016年５月11日	米ドル	1,118.51	日本円	124,094	1,143.44	24.93	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ（ルクセンブルグ）
2016年４月25日	2016年５月６日	米ドル	24,198.49	日本円	2,683,291	24,721.70	523.21	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年４月25日	2016年５月６日	米ドル	170,558.31	日本円	18,912,652	174,246.09	3,687.78	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年４月21日	2016年５月31日	米ドル	6,555,842.45	日本円	717,040,678	6,611,507.15	55,664.70	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年４月21日	2016年５月31日	米ドル	20,801,751.98	日本円	2,275,177,061	20,978,376.65	176,624.67	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
合計							258,175.98	

2016年４月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益は258,175.98米ドルであった。これは、純資産計算書に開示されている。

取引日	決済日	通貨	売り	通貨	買い	価額 (米ドル)	未実現評価損 (米ドル)	取引相手方
2016年4月27日	2016年6月3日	米ドル	221,182.00	ユーロ	195,166.33	221,092.21	(89.79)	UBS AG、スタンフォード
2016年4月27日	2016年5月4日	米ドル	2,236,457.16	ユーロ	1,974,971.00	2,235,052.10	(1,405.06)	UBS AG、スタンフォード
2016年4月27日	2016年5月31日	日本円	3,480,968	米ドル	31,288.73	(32,096.43)	(807.70)	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年4月27日	2016年5月31日	日本円	14,918,437	米ドル	134,094.57	(137,556.15)	(3,461.58)	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年4月1日	2016年5月4日	米ドル	221,182.00	ユーロ	193,986.12	219,531.87	(1,650.13)	UBS AG、スタンフォード
2016年4月7日	2016年5月4日	米ドル	10,721.81	ユーロ	9,422.00	10,662.77	(59.04)	UBS AG、スタンフォード
2016年4月26日	2016年5月6日	日本円	556,652	米ドル	5,005.26	(5,128.55)	(123.29)	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
2016年4月25日	2016年5月31日	日本円	19,827,169	米ドル	178,792.76	(182,817.34)	(4,024.58)	クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン
						合計	(11,621.17)	

2016年4月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損は11,621.17米ドルであった。これは、純資産計算書に開示されている。

注13 オプションへの投資（公正価値）

短期高利回り社債ファンド2015-01

銘柄	オプション価格	通貨	想定元本	未実現評価益（純額） (米ドル)
CS NIKKEI 5Y JPX-INDEX	0.001	日本円	2,644,470,000	29,060.33
CS NIKKEI 5Y JPX-INDEX	0.001	日本円	786,530,000	8,643.25
			3,431,000,000	37,703.58

2016年4月30日現在、当該契約にかかる未実現評価益（純額）は37,703.58米ドルであった。オプションへの投資（公正価値）は、2,865,388.30米ドルであり、未払オプション・プレミアムは、2,827,684.72米ドルであった。

短期高利回り社債ファンド2015-01

銘柄	オプション価格	通貨	想定元本	未実現評価損（純額） (米ドル)
CS USD/JPY 5Y FX OPT	(0.030)	米ドル	21,365,213	(651,391.46)
CS USD/JPY 5Y FX OPT	(0.030)	米ドル	10,373,800	(316,280.71)
			31,739,013	(967,672.17)

2016年4月30日現在、当該契約にかかる未実現評価損（純額）は967,672.17米ドルであった。オプションへの投資（公正価値）は、874,426.83米ドルであり、未払オプション・プレミアムは、1,842,099米ドルであった。

上記のオプションにかかるオプションへの投資（公正価値）の合計は、3,739,815.13米ドルに上り、純資産計算書に開示されている。更に、上記オプションの未払オプション・プレミアムは、4,669,783.72米ドルに上り、純資産計算書にも開示されている。

注14 ポートフォリオの変動

2016年４月30日終了した年度におけるポートフォリオの変動の詳細な明細表は、管理会社の登記上の事務所に請求することにより、無料で入手できる。

注15 投資有価証券にかかる実現損益および未実現評価損益の変動

グローバル短期高利回り社債ファンド２

2016年４月30日に終了した年度における実現評価損益は、以下のとおり分析される。

	米ドル
投資有価証券の売却にかかる実現利益	1,030,147.76
投資有価証券の売却にかかる実現損失	(5,935,497.15)
投資有価証券にかかる純実現損益	(4,905,349.39)
為替先渡契約にかかる実現利益	521,957.60
為替先渡契約にかかる実現損失	(648,164.94)
為替先渡契約にかかる純実現損益	(126,207.34)

2016年４月30日に終了した年度における未実現評価損益の変動は、以下のとおり分析される。

	2015年４月30日 (米ドル)	2016年４月30日 (米ドル)	未実現評価損益の変動 2016年４月30日 (米ドル)
投資有価証券にかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	504,969.48	155,932.67	(349,036.81)
未実現評価損失	(6,040,368.57)	(5,689,539.14)	350,829.43
未実現評価損益（純額）	(5,535,399.09)	(5,533,606.47)	1,792.62
為替先渡契約にかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	2,320.43	18,499.68	16,179.25
未実現評価損失	(128,374.29)	(12,899.86)	115,474.43
未実現評価損益（純額）	(126,053.86)	5,599.82	131,653.68

グローバル短期高利回り社債ファンド３

2016年４月30日に終了した年度における実現評価損益は、以下のとおり分析される。

	米ドル
投資有価証券の売却にかかる実現利益	1,062,209.18
投資有価証券の売却にかかる実現損失	(7,670,705.18)
投資有価証券にかかる純実現損益	(6,608,496.00)
為替先渡契約にかかる実現利益	1,576,972.83
為替先渡契約にかかる実現損失	(1,731,636.78)
為替先渡契約にかかる純実現損益	(154,663.95)

2016年４月30日に終了した年度における未実現評価損益の変動は、以下のとおり分析される。

	2015年４月30日 (米ドル)	2016年４月30日 (米ドル)	未実現評価損益の変動 2016年４月30日 (米ドル)
投資有価証券にかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	332,520.68	162,554.18	(169,966.50)
未実現評価損失	(8,419,324.00)	(6,840,886.82)	1,578,437.18
未実現評価損益（純額）	(8,086,803.32)	(6,678,332.64)	1,408,470.68
為替先渡契約にかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	74,918.26	36,967.39	(37,950.87)
未実現評価損失	(318,862.21)	(26,930.69)	291,931.52
未実現評価損益（純額）	(243,943.95)	10,036.70	253,980.65

短期高利回り社債ファンド2015-01

2016年4月30日に終了した期間における実現評価損益は、以下のとおり分析される。

	米ドル
投資有価証券の売却にかかる実現利益	1,855,142.16
投資有価証券の売却にかかる実現損失	(4,883,260.18)
投資有価証券にかかる純実現損益	(3,028,118.02)
為替先渡契約にかかる実現利益	9,363,469.50
為替先渡契約にかかる実現損失	(8,386,902.31)
為替先渡契約にかかる純実現損益	976,567.19
オプションにかかる実現利益	7,554,376.82
オプションにかかる実現損失	(382,577.45)
オプションにかかる純実現損益	7,171,799.37

2016年4月30日に終了した期間における未実現評価損益の変動は、以下のとおり分析される。

	2015年4月30日 (米ドル)	2016年4月30日 (米ドル)	未実現評価損益の変動 2016年4月30日 (米ドル)
投資有価証券にかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	-	524,851.36	524,851.36
未実現評価損失	-	(4,618,659.58)	(4,618,659.58)
未実現評価損益(純額)	-	(4,093,808.22)	(4,093,808.22)
為替先渡契約にかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	-	258,175.98	258,175.98
未実現評価損失	-	(11,621.17)	(11,621.17)
未実現評価損益(純額)	-	246,554.81	246,554.81
オプションにかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	-	37,703.58	37,703.58
未実現評価損失	-	(967,672.17)	(967,672.17)
未実現評価損益(純額)	-	(929,968.59)	(929,968.59)

注16 後発事象

2016年5月1日付で、管理会社、管理事務代行会社兼保管会社は、その名称をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更した。

（３）【投資有価証券明細表等】

コクサイ－ＭＵＧＣマスター・トラスト
 短期高利回り社債ファンド2015-01
 投資有価証券およびその他の純資産明細表
 2016年４月30日現在
 （米ドルで表示）

銘柄	通貨	額面／数量	取得原価	時価	純資産 比率（％）
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
債券					
バミューダ					
BW GROUP LTD 6.625% 06/28/2017	米ドル	400,000	415,980.00	410,480.00	0.70%
			415,980.00	410,480.00	0.70%
カナダ					
AIR CANADA 6.75% 10/01/2019	米ドル	1,000,000	1,060,000.00	1,042,500.00	1.78%
BOMBARDIER INC 5.5% 09/15/2018	米ドル	750,000	708,960.37	743,159.98	1.27%
LIONS GATE ENTERTAINMENT CORP 5.25% 08/01/2018	米ドル	125,000	130,156.25	128,750.00	0.22%
NOVELIS INC 8.375% 12/15/2017	米ドル	500,000	521,250.00	513,055.00	0.87%
TELESAT CANADA / TELESAT LLC 6% 05/15/2017	米ドル	150,000	150,705.00	150,000.00	0.26%
VALEANT PHARMACEUTICALS INTERNATIONAL INC 6.75% 08/15/2018	米ドル	125,000	127,500.00	121,942.50	0.21%
			2,698,571.62	2,699,407.48	4.61%
フランス					
SGD GROUP SAS 5.625% 05/15/2019	ユーロ	450,000	483,027.12	523,218.06	0.89%
			483,027.12	523,218.06	0.89%
アイルランド					
AERCAP IRELAND CAPITAL LTD / AERCAP GLOBAL AVIATION TRUST 2.75% 05/15/2017	米ドル	500,000	492,500.00	502,500.00	0.86%
			492,500.00	502,500.00	0.86%
カザフスタン					
ZHAIKMUNAI LLP 7.125% 11/13/2019	米ドル	250,000	214,875.00	208,377.49	0.35%
			214,875.00	208,377.49	0.35%
ルクセンブルグ					
ALTICE FINANCING SA 7.875% 12/15/2019	米ドル	320,000	339,481.32	334,275.20	0.57%
ARCELORMITTAL 6.125% 06/01/2018	米ドル	500,000	531,250.00	520,140.00	0.89%
BORMIOLI ROCCO HOLDINGS SA 10% 08/01/2018	ユーロ	500,000	548,593.06	589,109.81	1.00%
COVERIS HOLDINGS SA 7.875% 11/01/2019	米ドル	750,000	759,423.07	701,250.00	1.19%
INEOS GROUP HOLDINGS SA 6.125% 08/15/2018	米ドル	750,000	721,500.00	763,230.00	1.30%
INTELSAT LUXEMBOURG SA 6.75% 06/01/2018	米ドル	402,000	409,751.64	309,540.00	0.53%
MALLINCKRODT INTERNATIONAL FINANCE SA 3.5% 04/15/2018	米ドル	600,000	581,125.00	594,000.00	1.01%
PACIFIC DRILLING V LTD 7.25% 12/01/2017	米ドル	300,000	250,500.00	109,500.00	0.19%
			4,141,624.09	3,921,045.01	6.68%
マーシャル諸島					
DRILL RIGS HOLDINGS INC 6.5% 10/01/2017	米ドル	825,000	693,562.50	503,250.00	0.86%
NAVIOS MARITIME HOLDINGS INC / NAVIOS MARITIME FINANCE II US INC 8.125% 02/15/2019	米ドル	110,000	93,500.00	38,280.00	0.07%
			787,062.50	541,530.00	0.93%
メキシコ					
CEMEX SAB DE CV 5.875% 03/25/2019	米ドル	500,000	505,808.82	512,675.02	0.87%

505,808.82	512,675.02	0.87%
------------	------------	-------

オランダ

GREENKO DUTCH BV 8% 08/01/2019	米ドル	250,000	241,093.75	268,764.99	0.46%
JABABEKA INTERNATIONAL BV 7.5% 09/24/2019	米ドル	300,000	305,550.00	304,752.00	0.52%
NXP BV / NXP FUNDING LLC 3.75% 06/01/2018	米ドル	300,000	302,220.00	306,750.00	0.52%
			848,863.75	880,266.99	1.50%

シンガポール

GLOBAL A&T ELECTRONICS LTD 10% 02/01/2019	米ドル	1,200,000	1,156,285.71	738,000.00	1.26%
PACIFIC EMERALD PTE LTD 9.75% 07/25/2018	米ドル	500,000	527,250.00	510,159.99	0.87%
			1,683,535.71	1,248,159.99	2.13%

スリランカ

BANK OF CEYLON 6.875% 05/03/2017	米ドル	250,000	259,875.00	256,167.51	0.44%
			259,875.00	256,167.51	0.44%

イギリス

ALGECO SCOTSMAN GLOBAL FINANCE PLC 8.5% 10/15/2018	米ドル	750,000	738,616.06	601,252.50	1.02%
CEVA GROUP PLC 4% 05/01/2018	米ドル	990,000	859,479.94	910,800.00	1.55%
ICBC STANDARD BANK PLC 8.125% 12/02/2019	米ドル	300,000	325,500.00	331,092.00	0.56%
			1,923,596.00	1,843,144.50	3.13%

アメリカ合衆国

ACCURIDE CORP 9.5% 08/01/2018	米ドル	925,000	962,000.00	790,875.00	1.35%
ADS TACTICAL INC 11% 04/01/2018	米ドル	510,000	527,437.50	522,750.00	0.89%
ADVANCED MICRO DEVICES INC 6.75% 03/01/2019	米ドル	385,000	363,594.00	323,400.00	0.55%
AFFINITY GAMING / AFFINITY GAMING FINANCE CORP 9% 05/15/2018	米ドル	40,000	41,100.00	40,900.00	0.07%
ALLIED SPECIALTY VEHICLES INC 8.5% 11/01/2019	米ドル	810,000	847,975.00	828,225.00	1.41%
ALLY FINANCIAL INC 3.25% 02/13/2018	米ドル	400,000	397,176.00	400,247.99	0.68%
ALLY FINANCIAL INC 4.75% 09/10/2018	米ドル	300,000	312,375.00	308,526.01	0.53%
AMERICAN AIRLINES GROUP INC 6.125% 06/01/2018	米ドル	500,000	525,817.53	523,545.00	0.89%
AMERICAN GILSONITE CO 11.5% 09/01/2017	米ドル	920,000	861,303.75	503,700.00	0.86%
APX GROUP INC 6.375% 12/01/2019	米ドル	750,000	752,105.00	753,982.49	1.28%
ASHLAND INC 3.875% 04/15/2018	米ドル	250,000	252,650.00	257,099.99	0.44%
AVAYA INC 7% 04/01/2019	米ドル	800,000	782,220.50	500,000.00	0.85%
AVON PRODUCTS INC 6.5% 03/01/2019	米ドル	600,000	601,500.00	541,584.00	0.92%
BANKRATE INC 6.125% 08/15/2018	米ドル	1,000,000	1,002,500.00	1,003,750.00	1.71%
BEAZER HOMES USA INC 6.625% 04/15/2018	米ドル	500,000	518,750.00	510,560.00	0.87%
BEVERAGES & MORE INC 10% 11/15/2018	米ドル	225,000	218,812.50	207,843.75	0.35%
BI-LO LLC / BI-LO FINANCE CORP 9.25% 02/15/2019	米ドル	760,000	748,184.08	734,350.00	1.25%
BLUELINE RENTAL FINANCE CORP 7% 02/01/2019	米ドル	750,000	755,764.06	656,250.00	1.12%
CABLEVISION SYSTEMS CORP 7.75% 04/15/2018	米ドル	400,000	440,000.00	419,488.01	0.71%
CCO HOLDINGS LLC / CCO HOLDINGS CAPITAL CORP 7% 01/15/2019	米ドル	216,000	224,370.00	220,034.87	0.37%
CENVEO CORP 6% 08/01/2019	米ドル	750,000	709,218.75	585,000.00	1.00%
CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC 5.125% 08/15/2018	米ドル	500,000	518,100.00	508,515.01	0.87%
CIT GROUP INC 6.625% 04/01/2018	米ドル	400,000	433,000.00	423,000.00	0.72%
CLEAVER-BROOKS INC 8.75% 12/15/2019	米ドル	895,000	913,820.85	881,575.00	1.50%
CNH INDUSTRIAL CAPITAL LLC 3.625% 04/15/2018	米ドル	500,000	495,000.00	505,079.99	0.86%
COMMERCIAL VEHICLE GROUP INC 7.875% 04/15/2019	米ドル	61,000	62,830.00	53,680.00	0.09%
CONTINENTAL AIRLINES 2012-3 CLASS C PASS THRU CERTIFICATES 6.125% 04/29/2018	米ドル	175,000	185,500.00	183,312.50	0.31%
COVERIS HOLDING CORP 10% 06/01/2018	米ドル	125,000	132,500.00	124,062.50	0.21%

CTP TRANSPORTATION PRODUCTS LLC / CTP FINANCE INC 8.25% 12/15/2019	米ドル	1,000,000	1,056,215.52	975,000.00	1.66%
DISH DBS CORP 4.25% 04/01/2018	米ドル	400,000	406,500.00	408,320.01	0.70%
DOLE FOOD CO INC 7.25% 05/01/2019	米ドル	125,000	125,375.00	125,000.00	0.21%
DOWNSTREAM DEVELOPMENT AUTHORITY OF THE QUAPAW TRIBE OF OKLAHOMA 10.5% 07/01/2019	米ドル	1,364,000	1,307,165.00	1,288,979.98	2.19%
DPL INC 6.75% 10/01/2019	米ドル	175,000	175,656.25	181,125.00	0.31%
EMPIRE TODAY LLC / EMPIRE TODAY FINANCE CORP 11.375% 02/01/2017	米ドル	250,000	195,937.50	247,500.00	0.42%
FLEXI-VAN LEASING INC 7.875% 08/15/2018	米ドル	750,000	752,052.24	757,500.00	1.29%
FLORIDA EAST COAST HOLDINGS CORP 6.75% 05/01/2019	米ドル	750,000	761,279.41	753,750.00	1.28%
FRESENIUS MEDICAL CARE US FINANCE II INC 6.5% 09/15/2018	米ドル	400,000	445,500.00	439,260.01	0.75%
FRONTIER COMMUNICATIONS CORP 8.125% 10/01/2018	米ドル	400,000	447,900.61	432,372.01	0.74%
GENON ENERGY INC 9.5% 10/15/2018	米ドル	844,000	864,883.11	649,880.00	1.11%
GENWORTH HOLDINGS INC 6.515% 05/22/2018	米ドル	250,000	260,000.00	240,655.00	0.41%
GIBSON BRANDS INC 8.875% 08/01/2018	米ドル	1,150,000	1,101,264.35	664,125.00	1.13%
GREAT LAKES DREDGE & DOCK CORP 7.375% 02/01/2019	米ドル	1,075,000	1,110,628.65	1,021,250.00	1.74%
GREEKTOWN HOLDINGS LLC/GREEKTOWN MOTHERSHIP CORP 8.875% 03/15/2019	米ドル	1,015,000	1,031,695.00	1,053,062.50	1.79%
GUITAR CENTER INC 6.5% 04/15/2019	米ドル	525,000	441,000.00	477,750.00	0.81%
HARLAND CLARKE HOLDINGS CORP 9.75% 08/01/2018	米ドル	1,000,000	1,069,107.14	1,000,000.00	1.70%
HCA INC 8% 10/01/2018	米ドル	250,000	291,562.50	282,547.49	0.48%
IAC/INTERACTIVECORP 4.875% 11/30/2018	米ドル	110,000	112,970.00	112,750.00	0.19%
INTERFACE SECURITY SYSTEMS HOLDINGS INC / INTERFACE SECURITY SYSTEMS LLC 9.25% 01/15/2018	米ドル	500,000	506,250.00	485,000.00	0.83%
ISTAR INC 4% 11/01/2017	米ドル	500,000	495,406.71	494,319.99	0.84%
JAC HOLDING CORP 11.5% 10/01/2019	米ドル	500,000	511,875.00	507,500.00	0.86%
KEMET CORP 10.5% 05/01/2018	米ドル	1,182,000	1,208,595.00	859,905.00	1.46%
KINETIC CONCEPTS INC / KCI USA INC 10.5% 11/01/2018	米ドル	500,000	540,000.00	511,250.00	0.87%
KRATOS DEFENSE & SECURITY SOLUTIONS INC 7% 05/15/2019	米ドル	210,000	173,250.00	166,425.00	0.28%
LEVEL 3 FINANCING INC FRN 01/15/2018	米ドル	500,000	503,750.00	496,250.00	0.85%
LMI AEROSPACE INC 7.375% 07/15/2019	米ドル	800,000	807,500.00	784,000.00	1.34%
LOGAN'S ROADHOUSE INC 10.75% 10/15/2017	米ドル	540,000	433,350.00	151,200.00	0.26%
MGM RESORTS INTERNATIONAL 7.625% 01/15/2017	米ドル	250,000	268,200.00	259,932.50	0.44%
MICHAEL BAKER INTERNATIONAL LLC / CDL ACQUISITION CO INC 8.25% 10/15/2018	米ドル	900,000	883,125.00	866,250.00	1.48%
NRG ENERGY INC 7.625% 01/15/2018	米ドル	400,000	438,500.00	428,320.01	0.73%
PRINCE MINERAL HOLDING CORP 11.5% 12/15/2019	米ドル	450,000	461,250.00	387,000.00	0.66%
RR DONNELLEY & SONS CO 7.25% 05/15/2018	米ドル	500,000	551,850.00	528,380.01	0.90%
SABINE PASS LNG LP 7.5% 11/30/2016	米ドル	325,000	338,812.50	333,125.00	0.57%
SAEXPLORATION HOLDINGS INC 10% 07/15/2019	米ドル	100,000	62,500.00	57,000.00	0.10%
SAFWAY GROUP HOLDING LLC / SAFWAY FINANCE CORP 7% 05/15/2018	米ドル	550,000	539,687.50	548,625.00	0.93%
SERVICE CORP INTERNATIONAL/US 7.625% 10/01/2018	米ドル	505,000	574,675.45	564,019.33	0.96%
TENET HEALTHCARE CORP 5% 03/01/2019	米ドル	500,000	497,830.65	500,005.00	0.85%
TESORO LOGISTICS LP / TESORO LOGISTICS FINANCE CORP 5.5% 10/15/2019	米ドル	750,000	757,500.00	768,000.01	1.31%
T-MOBILE USA INC 5.25% 09/01/2018	米ドル	500,000	516,750.00	511,250.00	0.87%
TUTOR PERINI CORP 7.625% 11/01/2018	米ドル	500,000	520,000.00	499,075.01	0.85%
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC 6.375% 06/01/2018	米ドル	500,000	534,305.55	528,149.99	0.90%
WISE METALS GROUP LLC / WISE ALLOYS FINANCE CORP 8.75% 12/15/2018	米ドル	1,000,000	1,077,567.22	930,000.00	1.58%
XPO LOGISTICS INC 7.875% 09/01/2019	米ドル	750,000	781,657.93	787,500.00	1.34%
YUM! BRANDS INC 6.25% 03/15/2018	米ドル	70,000	74,229.40	74,841.90	0.13%

			40,600,714.71	37,449,487.86	63.76%
ベトナム					
VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK FOR INDUSTRY AND TRADE 8% 05/17/2017	米ドル	250,000	261,750.00	256,881.00	0.44%
VINGROUP JSC 11.625% 05/07/2018	米ドル	250,000	264,450.00	272,542.50	0.46%
			526,200.00	529,423.50	0.90%
合計			55,582,234.32	51,525,883.41	87.75%
規制ある市場に上場されていない有価証券					
債券					
ルクセンブルグ					
BOARDRIDERS SA 8.875% 12/15/2017	ユーロ	1,000,000	1,006,401.50	1,024,007.50	1.74%
			1,006,401.50	1,024,007.50	1.74%
アメリカ合衆国					
ASSOCIATED ASPHALT PARTNERS LLC/ROAD HOLDINGS III LLC/ASSOCIATED ASPHALT FINANCE 8.5% 02/15/2018	米ドル	807,000	774,720.00	815,070.00	1.39%
BMC STOCK HOLDINGS INC 9% 09/15/2018	米ドル	715,000	739,366.33	751,464.99	1.28%
BUMBLE BEE HOLDINGS INC 9% 12/15/2017	米ドル	1,000,000	1,051,250.00	1,013,529.97	1.73%
INVENTIV HEALTH INC 9% 01/15/2018	米ドル	750,000	775,916.94	770,625.00	1.31%
NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS / NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS FINANCE CORP 5% 08/01/2018	米ドル	400,000	416,000.00	405,000.00	0.69%
OXFORD FINANCE LLC / OXFORD FINANCE CO-ISSUER INC 7.25% 01/15/2018	米ドル	400,000	416,000.00	400,000.00	0.68%
RIVERS PITTSBURGH BORROWER LP/RIVERS PITTSBURGH FINANCE CORP 9.5% 06/15/2019	米ドル	1,000,000	1,067,500.00	1,030,000.00	1.75%
			5,240,753.27	5,185,689.96	8.83%
合計			6,247,154.77	6,209,697.46	10.57%
投資有価証券合計			61,829,389.09	57,735,580.87	98.32%
銀行預金				976,354.96	1.66%
その他の純資産				11,819.05	0.02%
純資産価額				58,723,754.88	100.00%

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

コクサイ - M U G C マスター・トラスト

短期高利回り社債ファンド2015-01

国別投資有価証券分類表

2016年４月30日現在

	(純資産比率 %)
アメリカ合衆国	72.59%
ルクセンブルグ	8.42%
カナダ	4.61%
イギリス	3.13%
シンガポール	2.13%
オランダ	1.50%
マーシャル諸島	0.93%
ベトナム	0.90%
フランス	0.89%
メキシコ	0.87%
アイルランド	0.86%
バミューダ	0.70%
スリランカ	0.44%
カザフスタン	0.35%
	98.32%

[次へ](#)

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2016

	GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 2	GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 3	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01
	USD	USD	USD
ASSETS			
Investments in securities at cost value	47,471,311.82	56,164,853.50	61,829,389.09
Unrealized depreciation	(5,533,806.47)	(8,678,332.64)	(4,093,808.22)
Investments in securities at fair value	41,937,705.35	49,486,525.86	57,735,580.87
Cash at banks	2,102,302.45	2,865,800.81	978,354.96
Interest receivable	881,577.73	944,975.16	1,230,358.48
Receivable for investments sold	87,882.85	90,717.78	138,499.09
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	18,499.68	36,967.39	258,175.98
Investment in options at fair value (note 13)	-	-	3,739,815.13
	45,027,888.06	53,224,987.00	64,078,784.51
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 4)	(82,872.11)	(94,624.29)	(223,200.39)
Options premium payable (note 13)	-	-	(4,689,783.72)
Payable for investments bought	(532,586.12)	(593,982.86)	-
Payable for units redeemed	(150,000.00)	(300,000.00)	(450,424.35)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (note 12)	(12,899.86)	(26,830.89)	(11,621.17)
	(778,458.09)	(1,015,547.86)	(5,355,029.63)
TOTAL NET ASSETS	44,249,509.97	52,209,439.14	58,723,754.88
UNITS OUTSTANDING			
USD-denominated USD Appreciation and JPY Depreciation Followed Class	423,149	503,116	103,738
JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Class			251,319
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY Hedged Class			78,653
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY non-Hedge Class			264,447
NET ASSET VALUE PER UNIT	104.57	103.77	
USD-denominated USD Appreciation and JPY Depreciation Followed Class (expressed in USD)			92.83
JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Class (expressed in JPY)			9,170
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY Hedged Class (expressed in JPY)			9,275
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY non-Hedge Class (expressed in JPY)			8,680

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS
FOR THE YEAR/PERIOD ENDED APRIL 30, 2016

	GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 2	GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 3	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01
	Year ended April 30, 2016	Year ended April 30, 2016	Period from January 16, 2015 (commencement of operations) to April 30, 2016
	USD	USD	USD
INCOME			
Interest on bonds	4,426,538.59	4,941,980.21	9,949,638.88
Other income	2,737.11	506.15	8,442.38
	4,429,275.70	4,942,486.36	9,958,081.26
EXPENSES			
Agent company fees (note 11)	-	-	(140,471.40)
Amortization of formation expenses (note 3)	-	(989.51)	(145,490.48)
Distributor fees (note 10)	-	-	(842,827.29)
Interest paid	-	(383.80)	-
Investment manager fees (note 7)	(220,438.29)	(243,408.87)	(581,227.27)
Manager and administrator fees (note 6)	-	-	(182,643.97)
Options premium expense	-	-	(3,524,268.31)
Other fees	(5,764.56)	(5,764.56)	(31,798.21)
Professional fees	(17,310.25)	(17,310.25)	(17,495.33)
Investment advisor fees (note 8)	-	-	(589,974.20)
Sub-custodian fees	(7,872.49)	(8,594.50)	(22,414.93)
Trustee fees (note 9)	(13,369.34)	(14,670.48)	(42,141.41)
	(264,752.93)	(291,101.77)	(6,130,752.80)
NET INVESTMENT INCOME	4,164,522.77	4,651,384.59	3,825,328.46
Net realized loss on sales of investments (note 15)	(4,905,349.39)	(6,808,496.00)	(3,028,118.02)
Net realized loss on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(8,276.48)	(15,482.80)	(1,129,828.57)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts (note 15)	(126,207.34)	(154,663.85)	876,567.18
Net realized gain on options (note 15)	-	-	7,171,799.37
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR/PERIOD	(5,039,833.21)	(6,778,642.75)	3,990,419.97
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):			
- on investments (note 15)	1,792.82	1,408,470.88	(4,083,808.22)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	2,897.62	710.39	(16,319.17)
- on forward foreign exchange contracts (note 15)	131,653.68	253,980.65	246,554.81
- on options (note 15)	-	-	(929,988.59)
	136,143.92	1,663,161.72	(4,793,541.17)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(739,166.52)	(464,096.44)	3,022,207.26

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Period from January 16, 2015 (commencement of operations) to April 30 2016
	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE PERIOD	-
NET INVESTMENT INCOME	3,825,328.48
Net realized loss on sales of investments (note 15)	(3,028,118.02)
Net realized loss on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(1,129,828.57)
Net realized gain on forward foreign exchange contracts (note 15)	976,567.19
Net realized gain on options (note 15)	7,171,799.37
	3,990,419.97
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):	
- on investments (note 15)	(4,093,808.22)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(16,319.17)
- on forward foreign exchange contracts (note 15)	246,554.81
- on options (note 15)	(929,968.59)
	(4,793,541.17)
Subscriptions	
USD-denominated USD Appreciation and JPY Depreciation Followed Class	20,179,900.00
JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Class	42,424,041.48
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY Hedged Class	23,005,185.75
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY non-Hedge Class	84,058,233.45
Redemptions	
USD-denominated USD Appreciation and JPY Depreciation Followed Class	(9,540,203.97)
JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Class	(19,884,904.20)
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY Hedged Class	(17,036,274.81)
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY non-Hedge Class	(77,504,430.08)
	55,701,547.82
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD	58,723,734.88

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS

Period from January 16, 2015
(commencement of operations)
to April 30 2015

USD-denominated USD Appreciation and JPY Depreciation Followed Class

Number of units outstanding at the beginning of the period	-
Number of units issued	201,799
Number of units redeemed	(98,061)
Number of units outstanding at the end of the period	103,738

JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Class

Number of units outstanding at the beginning of the period	-
Number of units issued	498,034
Number of units redeemed	(247,715)
Number of units outstanding at the end of the period	251,319

JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY Hedged Class

Number of units outstanding at the beginning of the period	-
Number of units issued	270,610
Number of units redeemed	(191,957)
Number of units outstanding at the end of the period	78,653

JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY non-Hedge Class

Number of units outstanding at the beginning of the period	-
Number of units issued	1,108,407
Number of units redeemed	(841,960)
Number of units outstanding at the end of the period	266,447

STATISTICAL INFORMATION

USD-denominated USD Appreciation and JPY Depreciation Followed Class

Net asset value per unit at the end of the period (expressed in USD)	92.63
Total net assets (expressed in USD)	9,629,816.78

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (CONTINUED)

	Period from January 16, 2015 (commencement of operations) to April 30 2018
JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Class	
Net asset value per unit at the end of the period (expressed in JPY)	9,170
Total net assets (expressed in JPY)	2,304,703,173
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY Hedged Class	
Net asset value per unit at the end of the period (expressed in JPY)	9,275
Total net assets (expressed in JPY)	729,499,730
JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY non-Hedge Class	
Net asset value per unit at the end of the period (expressed in JPY)	8,880
Total net assets (expressed in JPY)	2,295,435,016

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT APRIL 30, 2016

NOTE 1

GENERAL

KOKUSAI – MUGC MASTER TRUST (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by the Trust Deed under the Trusts Law of the Cayman Islands by a declaration of Trust dated July 29, 2011 (as supplemented or amended from time to time) executed by the Trustee and the Manager. The Trust registered under the Mutual Funds Law on August 3, 2011.

The financial statements relate to the following Sub-Trusts:

- Global Short-Term High Yield Bond Fund 2, expressed in USD
- Global Short-Term High Yield Bond Fund 3, expressed in USD
- Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, expressed in USD.

In respect of Global Short-Term High Yield Bond Fund 2 and Global Short-Term High Yield Bond Fund 3, the Sub-Trusts are offering one Class of Units:

- USD Hedged Class.

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, the Sub-Trust is offering four Classes of Units:

- USD-denominated USD Appreciation and JPY Depreciation Followed Class
- JPY-denominated JPY Appreciation Hedged and Depreciation Followed Class
- JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY Hedged Class
- JPX-Nikkei Index 400 Appreciation Followed Type JPY-denominated JPY non-Hedge Class.

The Reference Currency of the Sub-Trust and USD-denominated class is USD and that of the JPY-denominated classes is JPY.

In respect of Global Short-Term High Yield Bond Fund 2 and Global Short-Term High Yield Bond Fund 3, the investment objective of the Sub-Trusts is to seek high current income and capital appreciation by investing primarily in global High Yield Bonds issued by companies around the world, including those in emerging countries, and denominated in various currencies (excluding those issued by Japanese companies or denominated in Japanese Yen).

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, the investment objective of the Sub-Trust is to seek high current income and capital appreciation through investment in global High Yield Bonds issued by companies around the world, including those in emerging countries. In addition, the Sub-Trust aims to earn additional return by executing derivative transactions and the like at the level of each Class.

NOTE 2

UNIT CAPITAL

Subscription of Units

The Initial Issue Price is JPY 10,000 per Unit for each JPY-denominated class and USD 100.00 per Unit for the USD-denominated class.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 2

UNIT CAPITAL (continued)

Redemptions of Units

The repurchase price of a Unit will be the Net Asset Value per Unit of the relevant Class as of the Business Day on which the relevant repurchase request is accepted by the Manager. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing Unitholder. Repurchase requests must be made in multiples of 1 Unit.

Distribution

The Manager currently does not intend to make distributions.

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles applicable to investment funds in Luxembourg. The financial statements of the Sub-Trusts as at April 30, 2016 have been prepared as described below:

Valuation of the investments in securities and derivatives

(i) certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;

(ii) certificates of deposit acquired at a discount or premium shall be valued in accordance with the normal dealing practice therein;

(iii) the value of any pre-paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Manager is of the opinion that it is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Manager may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

(iv) Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

(v) unlisted securities will be valued at fair market value as determined in good faith by the Investment Manager, taking into consideration such factors as the Investment Manager deems appropriate, including recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;

(vi) derivative instruments which are dealt in or traded through a clearing firm or in an exchange or through a financial institution shall be valued by reference to the most recent official settlement price quoted by that clearing firm, exchange or financial institution;

(vii) all interest accrued on any interest bearing securities except to the extent that it is included in the principal value of such security; and

(viii) notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Manager, such method is not practicable or adequate, the Administrator shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Manager, in consultation with the Investment Manager, considers fair in the circumstances.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 3

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in USD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than USD are translated into the corresponding currency at the applicable exchange rates prevailing at April 30, 2016.

Dividend income in currencies other than USD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than USD are translated into USD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange appreciations or depreciations are included in the statement of operations.

Applicable currency exchange rates as at April 30, 2016 are as follows:

1 USD =	0.969650	CHF
1 USD =	0.883783	EUR
1 USD =	0.686106	GBP
1 USD =	108.580000	JPY

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than USD is translated into USD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Investment income

Interest income is recognized on an accrual basis.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized appreciations or depreciations resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets.

Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

Formation expenses

Formation expenses are amortized over a period of one (1) year.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Option contracts

Options traded on organized markets are valued at the latest available market prices as of the net asset value date. Other options are valued at their estimated market prices as determined by the Manager.

Realized gains or losses resulting from option contracts are recognized in the statement of operations.

NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 2	GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 3
	USD	USD
Investment manager fees (note 7)	60,313.48	69,780.45
Other fees	4,223.91	6,393.95
Professional fees	17,660.53	17,660.53
Trustee fees (note 9)	774.19	789.36
TOTAL	82,972.11	94,624.29

	SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01
	USD
Agent Company fees (note 11)	4,543.13
Distributor fees (note 10)	27,257.71
Investment manager fees (note 7)	82,376.94
Manager and administrator fees (note 6)	5,937.23
Other fees	3,103.26
Professional fees	17,495.33
Investment advisor fees (note 8)	81,123.87
Trustee fees (note 9)	1,362.92
TOTAL	223,200.39

NOTE 5 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from July 29, 2011 (date of set up of the Trust), no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income.

NOTE 6 MANAGER AND ADMINISTRATOR FEES

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, the Manager and Administrator is entitled to receive a fee of 0.13% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 7 INVESTMENT MANAGER FEES

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.42% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trusts. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 8 INVESTMENT ADVISOR FEES

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, the Investment Advisor is entitled to receive a fee of 0.42% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 9 TRUSTEE FEES

In respect of Global Short-Term High Yield Bond Fund 2 and Global Short-Term High Yield Bond Fund 3, the Trustee is entitled to receive a fee of 0.02% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trusts, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, the Trustee is entitled to receive a fee of 0.03% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 10 DISTRIBUTOR FEES

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, the Distributor is entitled to receive a fee of 0.60% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 11 AGENT COMPANY FEES

In respect of Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01, the Agent Company is entitled to receive a fee of 0.10% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 2

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
04/27/2016	06/03/2016	EUR	1,898,886.00	USD	2,151,399.86	(2,151,133.91)	265.95	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	USD	376,172.11	GBP	258,502.00	376,771.10	598.99	UBS AG, STAMFORD
04/01/2016	05/04/2016	EUR	2,199,824.00	USD	2,507,150.41	(2,489,515.67)	17,534.74	UBS AG, STAMFORD
						TOTAL	18,499.68	

As at April 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was USD 18,499.68 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 2 (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized depreciation (USD)	Counterparty
04/27/2016	06/03/2016	GBP	258,502.00	USD	376,192.79	(376,607.76)	(614.97)	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	USD	2,149,747.83	EUR	1,898,886.00	2,148,947.58	(800.25)	UBS AG, STAMFORD
04/01/2016	05/04/2016	GBP	258,502.00	USD	387,831.20	(378,771.10)	(9,139.90)	UBS AG, STAMFORD
04/05/2016	05/04/2016	USD	342,912.83	EUR	300,938.00	340,568.09	(2,344.74)	UBS AG, STAMFORD
TOTAL							(12,899.86)	

As at April 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was USD 12,899.86 and is disclosed in the statement of net assets.

GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 3

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
04/27/2016	06/03/2016	EUR	3,972,459.00	USD	4,500,716.60	(4,500,160.22)	556.38	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	06/03/2016	USD	54,797.33	CHF	53,143.00	54,886.88	96.55	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	EUR	1,678,282.16	USD	1,900,000.00	(1,899,282.72)	707.28	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	USD	262,788.75	GBP	180,586.00	263,207.19	418.44	UBS AG, STAMFORD
04/01/2016	05/04/2016	EUR	4,389,328.00	USD	5,002,538.79	(4,987,350.06)	35,188.74	UBS AG, STAMFORD
TOTAL							36,967.39	

As at April 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was USD 36,967.39 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized depreciation (USD)	Counterparty
04/27/2016	06/03/2016	USD	1,900,000.00	EUR	1,676,993.42	1,899,785.13	(234.87)	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	06/03/2016	GBP	180,586.00	USD	262,803.19	(263,232.81)	(429.62)	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	USD	4,497,280.56	EUR	3,972,459.00	4,496,586.43	(1,674.13)	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	CHF	53,143.00	USD	54,734.12	(54,819.21)	(85.09)	UBS AG, STAMFORD
04/01/2016	05/04/2016	USD	55,518.24	CHF	53,143.00	54,819.21	(699.03)	J.P. MORGAN CHASE, NEW YORK
04/01/2016	05/04/2016	USD	1,900,000.00	EUR	1,668,381.63	1,885,825.04	(14,174.96)	UBS AG, STAMFORD
04/01/2016	05/04/2016	GBP	180,586.00	USD	258,822.19	(263,207.19)	(8,385.00)	UBS AG, STAMFORD
04/05/2016	05/04/2016	USD	476,011.61	EUR	418,687.00	471,783.82	(3,247.99)	UBS AG, STAMFORD
TOTAL							(26,930.69)	

As at April 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was USD 26,930.69 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
04/27/2016	06/03/2016	EUR	1,974,971.00	USD	2,238,234.63	(2,237,326.03)	908.60	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	EUR	105,321.44	USD	221,182.00	(221,043.04)	138.96	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/10/2016	USD	29,294.06	JPY	3,257,998	30,019.26	725.20	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/27/2016	05/10/2016	USD	32,096.42	JPY	3,599,678	32,893.06	794.64	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/27/2016	05/10/2016	USD	127,631.39	JPY	14,194,732	130,791.05	3,159.66	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/01/2016	05/04/2016	EUR	1,964,393.00	USD	2,261,622.62	(2,245,714.67)	15,907.75	UBS AG, STAMFORD
04/26/2016	05/06/2016	USD	363.66	JPY	40,409	372.30	8.64	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/26/2016	05/11/2016	USD	324.80	JPY	36,036	332.04	7.24	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/26/2016	05/11/2016	USD	1,118.51	JPY	124,094	1,143.44	24.93	MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY, LUX
04/26/2016	05/06/2016	USD	24,196.49	JPY	2,683,291	24,721.70	523.21	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/26/2016	05/06/2016	USD	170,566.31	JPY	18,912,652	174,246.09	3,687.78	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/21/2016	05/31/2016	USD	6,555,842.45	JPY	717,040,678	6,811,507.15	55,664.70	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/21/2016	05/31/2016	USD	20,801,751.98	JPY	2,275,177,061	20,978,376.65	176,624.67	CREDIT SUISSE INTL LONDON
						TOTAL	258,175.98	

As at April 30, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was USD 258,175.98 and is disclosed in the statement of net assets.

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized depreciation (USD)	Counterparty
04/27/2016	06/03/2016	USD	221,182.00	EUR	195,166.33	221,092.21	(89.79)	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/04/2016	USD	2,236,457.16	EUR	1,974,971.00	2,235,062.10	(1,405.06)	UBS AG, STAMFORD
04/27/2016	05/31/2016	JPY	3,480,968	USD	31,268.73	(32,096.43)	(807.70)	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/27/2016	05/31/2016	JPY	14,918,437	USD	134,094.57	(137,556.15)	(3,461.58)	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/01/2016	05/04/2016	USD	221,182.00	EUR	193,966.12	219,531.87	(1,650.13)	UBS AG, STAMFORD
04/07/2016	05/04/2016	USD	10,721.81	EUR	9,422.00	10,662.77	(59.04)	UBS AG, STAMFORD
04/26/2016	05/06/2016	JPY	556,652	USD	5,006.26	(5,128.55)	(123.29)	CREDIT SUISSE INTL LONDON
04/26/2016	05/31/2016	JPY	18,827,169	USD	178,792.76	(182,817.34)	(4,024.58)	CREDIT SUISSE INTL LONDON
						TOTAL	(11,621.17)	

As at April 30, 2016, the unrealized depreciation on these contracts was USD 11,621.17 and is disclosed in the statement of net assets.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 13 INVESTMENT IN OPTIONS AT FAIR VALUE

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01

Description	Option price	Currency	Notional	Net unrealized appreciation (USD)
CS NIKKEI 5Y JPX-INDEX	0.001	JPY	2,644,470,000	29,060.33
CS NIKKEI 5Y JPX-INDEX	0.001	JPY	786,530,000	8,643.25
			3,431,000,000	37,703.58

As at April 30, 2016, the net unrealized appreciation on these contracts was USD 37,703.58. The investment in options at fair value was USD 2,865,388.30 and the options premium payable was USD 2,827,684.72.

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01

Description	Option price	Currency	Notional	Net unrealized depreciation (USD)
CS USD/JPY 5Y FX OPT	(0.030)	USD	21,365,213	(651,391.40)
CS USD/JPY 5Y FX OPT	(0.030)	USD	10,373,800	(318,280.71)
			31,739,013	(967,672.17)

As at April 30, 2016, the net unrealized depreciation on these contracts was USD 967,672.17. The investment in options at fair value was USD 874,426.83 and the options premium payable was USD 1,842,099.

The total of the investment fair values on options for the above described options, amounting to USD 3,739,815.13, has been disclosed in the statement of net assets. Furthermore, the total of the options premium payable for the above described options, amounting to USD 4,669,783.72, has also been disclosed in the statement of net assets.

NOTE 14 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended April 30, 2016 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager.

NOTE 15 REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS

GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 2

Realized gain/(loss) for the year ended April 30, 2016 analysed as follows :

	USD
Realized gain on sales of investments	1,030,147.76
Realized loss on sales of investments	(5,935,497.15)
Net realized gain/(loss) on investments	(4,905,349.39)
Realized gain on forward foreign exchange contracts	521,957.60
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(848,184.94)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(126,207.34)

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 15

REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended April 30, 2016 can be analysed as follows:

	April 30, 2015 (USD)	April 30, 2016 (USD)	Change in unrealized appreciation/(depreciation) April 30, 2016 (USD)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	504,969.48	155,932.87	(349,036.61)
Unrealized depreciation	(8,040,368.57)	(5,689,539.14)	350,829.43
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(5,535,399.09)	(5,533,606.27)	1,792.62
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	2,320.43	18,499.68	16,179.25
Unrealized depreciation	(128,374.29)	(12,899.86)	115,474.43
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(126,053.86)	5,599.82	131,653.68

GLOBAL SHORT-TERM HIGH YIELD BOND FUND 3

Realized gain/(loss) for the year ended April 30, 2016 analysed as follows :

	USD
Realized gain on sales of investments	1,062,209.18
Realized loss on sales of investments	(7,670,705.18)
Net realized gain/(loss) on investments	(6,608,496.00)
Realized gain on forward foreign exchange contracts	1,576,972.83
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(1,731,636.78)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	(154,663.95)

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended April 30, 2016 can be analysed as follows:

	April 30, 2015 (USD)	April 30, 2016 (USD)	Change in unrealized appreciation/(depreciation) April 30, 2016 (USD)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	332,520.68	162,554.18	(169,966.50)
Unrealized depreciation	(8,419,324.00)	(6,840,886.82)	1,578,437.18
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(8,086,803.32)	(6,678,332.64)	1,408,470.68
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	74,918.26	36,967.39	(37,950.87)
Unrealized depreciation	(318,862.21)	(26,930.69)	291,931.52
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(243,943.95)	10,036.70	253,980.65

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT APRIL 30, 2016 (continued)

NOTE 15 REALIZED AND CHANGE IN UNREALIZED GAIN/(LOSS) ON INVESTMENTS (continued)

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01

Realized gain/(loss) for the period ended April 30, 2016 analysed as follows :

	USD
Realized gain on sales of investments	1,855,142.16
Realized loss on sales of investments	(4,883,260.18)
Net realized gain/(loss) on investments	(3,028,118.02)
Realized gain on forward foreign exchange contracts	9,363,469.50
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(8,386,902.31)
Net realized gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	976,567.19
Realized gain on options	7,554,376.82
Realized loss on options	(382,577.45)
Net realized gain/(loss) on options	7,171,799.37

Change in unrealized appreciation/(depreciation) for the period ended April 30, 2016 can be analysed as follows:

	April 30, 2015 (USD)	April 30, 2016 (USD)	Change in unrealized appreciation/(depreciation) April 30, 2016 (USD)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on investments			
Unrealized appreciation	-	524,851.36	524,851.36
Unrealized depreciation	-	(4,618,659.58)	(4,618,659.58)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	-	(4,093,808.22)	(4,093,808.22)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts			
Unrealized appreciation	-	258,175.98	258,175.98
Unrealized depreciation	-	(11,621.17)	(11,621.17)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	-	246,554.81	246,554.81
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on options			
Unrealized appreciation	-	37,703.58	37,703.58
Unrealized depreciation	-	(967,672.17)	(967,672.17)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	-	(929,968.59)	(929,968.59)

NOTE 16 SUBSEQUENT EVENTS

With effect from May 1, 2016, the Manager, Administrator and Custodian has changed its name from Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. to Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2016 (expressed in USD)

Description	Currency	Nominal / Quantity	Cost	Market value	% of net assets
I. TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
BONDS					
BERMUDA					
BW GROUP LTD 6.625% 06/28/2017	USD	400,000	415,980.00	410,480.00	0.70%
			415,980.00	410,480.00	0.70%
CANADA					
AIR CANADA 6.75% 10/01/2019	USD	1,000,000	1,060,000.00	1,042,500.00	1.78%
BOMBARDIER INC 5.5% 09/15/2018	USD	750,000	708,960.37	743,159.98	1.27%
LIONS GATE ENTERTAINMENT CORP 5.25% 08/01/2018	USD	125,000	130,156.25	128,750.00	0.22%
NOVELIS INC 8.375% 12/15/2017	USD	600,000	621,250.00	613,055.00	0.87%
TELESAT CANADA / TELESAT LLC 6% 05/15/2017	USD	150,000	150,705.00	150,000.00	0.26%
VALEANT PHARMACEUTICALS INTERNATIONAL INC 6.75% 08/15/2018	USD	125,000	127,800.00	121,942.50	0.21%
			2,898,571.62	2,699,407.48	4.61%
FRANCE					
SGD GROUP SAS 5.625% 05/15/2019	EUR	460,000	483,027.12	523,218.06	0.89%
			483,027.12	523,218.06	0.89%
IRELAND					
AERCAP IRELAND CAPITAL LTD / AERCAP GLOBAL AVIATION TRUST 2.75% 05/15/2017	USD	500,000	492,500.00	502,500.00	0.86%
			492,500.00	502,500.00	0.86%
KAZAKHSTAN					
ZHAIKMUNAJ LLP 7.125% 11/13/2019	USD	250,000	214,875.00	208,377.49	0.35%
			214,875.00	208,377.49	0.35%
LUXEMBOURG					
ALTICE FINANCING SA 7.875% 12/15/2019	USD	320,000	339,481.32	334,275.20	0.57%
ARCELORMITTAL 6.125% 06/01/2018	USD	500,000	531,250.00	520,140.00	0.89%
BORMIOLI ROCCO HOLDINGS SA 10% 08/01/2018	EUR	500,000	548,593.06	589,109.81	1.00%
COVERIS HOLDINGS SA 7.875% 11/01/2019	USD	750,000	759,423.07	701,250.00	1.19%
INEOS GROUP HOLDINGS SA 6.125% 06/15/2018	USD	750,000	721,500.00	783,230.00	1.30%
INTELSAT LUXEMBOURG SA 6.75% 08/01/2018	USD	402,000	409,751.84	309,540.00	0.53%
MALLINCKRODT INTERNATIONAL FINANCE SA 3.5% 04/15/2018	USD	600,000	581,125.00	594,000.00	1.01%
PACIFIC DRILLING V LTD 7.25% 12/01/2017	USD	300,000	290,900.00	109,500.00	0.19%
			4,141,624.09	3,921,045.01	6.68%
MARSHALL ISLANDS					
DRILL RIGS HOLDINGS INC 6.5% 10/01/2017	USD	825,000	693,562.50	503,250.00	0.86%
NAVIOS MARITIME HOLDINGS INC / NAVIOS MARITIME FINANCE II US INC 8.125% 02/16/2019	USD	110,000	93,900.00	38,280.00	0.07%
			787,062.50	541,530.00	0.93%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2016 (expressed in USD) (continued)

Description	Currency	Nominal / Quantity	Cost	Market value	% of net assets
I. TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (continued)					
<i>MEXICO</i>					
CEMEX SAB DE CV 5.875% 03/25/2019	USD	500,000	505,808.82	512,875.02	0.87%
			505,808.82	512,875.02	0.87%
<i>NETHERLANDS</i>					
GREENKO DUTCH BV 8% 08/01/2019	USD	250,000	241,093.75	268,764.99	0.46%
JABABEKA INTERNATIONAL BV 7.5% 09/24/2019	USD	300,000	305,550.00	304,752.00	0.52%
NXP BV / NXP FUNDING LLC 3.75% 06/01/2018	USD	300,000	302,220.00	306,750.00	0.52%
			848,863.75	880,266.99	1.50%
<i>SINGAPORE</i>					
GLOBAL A&T ELECTRONICS LTD 10% 02/01/2019	USD	1,200,000	1,156,285.71	738,000.00	1.26%
PACIFIC EMERALD PTE LTD 9.75% 07/25/2018	USD	500,000	527,250.00	510,159.99	0.87%
			1,683,535.71	1,248,159.99	2.13%
<i>SRI LANKA</i>					
BANK OF CEYLON 6.875% 05/03/2017	USD	250,000	259,875.00	256,167.51	0.44%
			259,875.00	256,167.51	0.44%
<i>UNITED KINGDOM</i>					
ALGECO SCOTSMAN GLOBAL FINANCE PLC 8.5% 10/15/2018	USD	750,000	738,618.06	601,252.50	1.02%
CEVA GROUP PLC 4% 05/01/2018	USD	990,000	859,479.94	810,800.00	1.55%
ICBC STANDARD BANK PLC 8.125% 12/02/2019	USD	300,000	325,500.00	331,092.00	0.56%
			1,923,598.00	1,843,144.50	3.13%
<i>UNITED STATES OF AMERICA</i>					
ACCURIDE CORP 9.5% 08/01/2018	USD	925,000	962,000.00	790,875.00	1.35%
ADS TACTICAL INC 11% 04/01/2018	USD	510,000	527,437.50	522,750.00	0.89%
ADVANCED MICRO DEVICES INC 6.75% 03/01/2019	USD	385,000	363,594.00	323,400.00	0.55%
AFFINITY GAMING / AFFINITY GAMING FINANCE CORP 9% 05/15/2018	USD	40,000	41,100.00	40,900.00	0.07%
ALLIED SPECIALTY VEHICLES INC 8.5% 11/01/2019	USD	810,000	847,975.00	828,225.00	1.41%
ALLY FINANCIAL INC 3.25% 02/13/2018	USD	400,000	397,175.00	400,247.99	0.68%
ALLY FINANCIAL INC 4.75% 09/10/2018	USD	300,000	312,375.00	308,526.01	0.53%
AMERICAN AIRLINES GROUP INC 5.125% 06/01/2018	USD	500,000	525,817.53	523,545.00	0.89%
AMERICAN GILSONITE CO 11.5% 09/01/2017	USD	920,000	881,303.75	503,700.00	0.86%
APX GROUP INC 6.375% 12/01/2019	USD	750,000	752,105.00	753,962.49	1.28%
ASHLAND INC 3.875% 04/15/2018	USD	250,000	252,650.00	257,099.99	0.44%
AVAYA INC 7% 04/01/2019	USD	800,000	782,220.50	500,000.00	0.85%
AVON PRODUCTS INC 5.5% 03/01/2019	USD	800,000	801,500.00	541,584.00	0.92%
BANKRATE INC 6.125% 08/15/2018	USD	1,000,000	1,002,500.00	1,003,750.00	1.71%
BEAZER HOMES USA INC 6.625% 04/15/2018	USD	500,000	518,750.00	510,580.00	0.87%
BEVERAGES & MORE INC 10% 11/15/2018	USD	225,000	218,812.50	207,843.75	0.35%
BILO LLC / BILO FINANCE CORP 9.25% 02/15/2019	USD	760,000	748,184.06	734,350.00	1.25%
BLUELINE RENTAL FINANCE CORP 7% 02/01/2019	USD	750,000	755,764.06	656,250.00	1.12%
CABLEVISION SYSTEMS CORP 7.75% 04/15/2018	USD	400,000	440,000.00	419,488.01	0.71%
COO HOLDINGS LLC / COO HOLDINGS CAPITAL CORP 7% 01/15/2019	USD	216,000	224,370.00	220,034.87	0.37%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2016 (expressed in USD) (continued)

Description	Currency	Nominal / Quantity	Cost	Market value	% of net assets
I. TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (continued)					
<i>UNITED STATES OF AMERICA (continued)</i>					
CENVEO CORP 6% 08/01/2019	USD	750,000	709,218.75	585,000.00	1.00%
CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC 5.125% 08/15/2018	USD	500,000	518,100.00	508,515.01	0.87%
CIT GROUP INC 6.625% 04/01/2018	USD	400,000	433,000.00	423,000.00	0.72%
CLEAVER-BROOKS INC 8.75% 12/15/2019	USD	895,000	913,820.85	881,575.00	1.50%
CNH INDUSTRIAL CAPITAL LLC 3.825% 04/15/2018	USD	500,000	495,000.00	505,079.99	0.86%
COMMERCIAL VEHICLE GROUP INC 7.875% 04/15/2019	USD	61,000	62,830.00	53,580.00	0.09%
CONTINENTAL AIRLINES 2012-3 CLASS C PASS THRU CERTIFICATES 8.125% 04/29/2018	USD	175,000	185,500.00	183,312.50	0.31%
COVERIS HOLDING CORP 10% 06/01/2018	USD	125,000	132,500.00	124,062.50	0.21%
CTP TRANSPORTATION PRODUCTS LLC / CTP FINANCE INC 8.25% 12/15/2019	USD	1,000,000	1,056,215.52	975,000.00	1.66%
DISH DBS CORP 4.25% 04/01/2018	USD	400,000	406,900.00	408,320.01	0.70%
DOLE FOOD CO INC 7.25% 05/01/2019	USD	125,000	125,375.00	125,000.00	0.21%
DOWSTREAM DEVELOPMENT AUTHORITY OF THE QUAPAW TRIBE OF OKLAHOMA 10.5% 07/01/2019	USD	1,364,000	1,307,165.00	1,288,979.98	2.19%
DPL INC 6.75% 10/01/2019	USD	175,000	175,668.25	181,125.00	0.31%
EMPIRE TODAY LLC / EMPIRE TODAY FINANCE CORP 11.375% 02/01/2017	USD	250,000	195,837.50	247,500.00	0.42%
FLEX-VAN LEASING INC 7.875% 08/15/2018	USD	750,000	752,052.24	757,500.00	1.29%
FLORIDA EAST COAST HOLDINGS CORP 8.75% 05/01/2019	USD	750,000	781,279.41	753,750.00	1.28%
FRESENIUS MEDICAL CARE US FINANCE II INC 6.5% 08/15/2018	USD	400,000	445,500.00	439,280.01	0.75%
FRONTIER COMMUNICATIONS CORP 8.125% 10/01/2018	USD	400,000	447,900.81	432,372.01	0.74%
GENON ENERGY INC 9.5% 10/15/2018	USD	844,000	884,883.11	849,880.00	1.11%
GENWORTH HOLDINGS INC 6.515% 05/22/2018	USD	250,000	260,000.00	240,855.00	0.41%
GIBSON BRANDS INC 8.875% 06/01/2018	USD	1,180,000	1,101,284.35	984,125.00	1.13%
GREAT LAKES DREDGE & DOCK CORP 7.375% 02/01/2019	USD	1,075,000	1,110,828.85	1,021,250.00	1.74%
GREEKTOWN HOLDINGS LLC/GREEKTOWN MOTHERSHIP CORP 8.875% 03/15/2018	USD	1,015,000	1,031,695.00	1,053,052.50	1.79%
GUITAR CENTER INC 6.5% 04/15/2019	USD	525,000	441,000.00	477,750.00	0.81%
HARLAND CLARKE HOLDINGS CORP 9.75% 08/01/2018	USD	1,000,000	1,089,107.14	1,000,000.00	1.70%
HCA INC 8% 10/01/2018	USD	250,000	291,562.50	282,547.49	0.48%
IAC/INTERACTIVECORP 4.875% 11/30/2018	USD	110,000	112,970.00	112,750.00	0.19%
INTERFACE SECURITY SYSTEMS HOLDINGS INC / INTERFACE SECURITY SYSTEMS LLC 9.25% 01/15/2018	USD	500,000	506,250.00	485,000.00	0.83%
ISTAR INC 4% 11/01/2017	USD	500,000	495,406.71	494,319.99	0.84%
JAC HOLDING CORP 11.5% 10/01/2019	USD	500,000	511,875.00	507,500.00	0.86%
KEMET CORP 10.5% 08/01/2018	USD	1,182,000	1,206,595.00	859,805.00	1.46%
KINETIC CONCEPTS INC / KCI USA INC 10.5% 11/01/2018	USD	500,000	540,000.00	511,250.00	0.87%
KRATOS DEFENSE & SECURITY SOLUTIONS INC 7% 05/15/2019	USD	210,000	173,250.00	168,425.00	0.28%
LEVEL 3 FINANCING INC FRN 01/15/2018	USD	500,000	503,750.00	496,250.00	0.85%
LMJ AEROSPACE INC 7.375% 07/15/2019	USD	800,000	807,500.00	784,000.00	1.34%
LOGAN'S ROADHOUSE INC 10.75% 10/15/2017	USD	540,000	433,350.00	151,200.00	0.26%
MGM RESORTS INTERNATIONAL 7.525% 01/15/2017	USD	250,000	268,200.00	259,932.50	0.44%
MICHAEL BAKER INTERNATIONAL LLC / CDL ACQUISITION CO INC 8.25% 10/15/2018	USD	900,000	883,125.00	866,250.00	1.48%
NRG ENERGY INC 7.825% 01/15/2018	USD	400,000	438,500.00	428,320.01	0.73%
PRINCE MINERAL HOLDING CORP 11.5% 12/15/2019	USD	450,000	481,250.00	387,000.00	0.66%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2016 (expressed in USD) (continued)

Description	Currency	Nominal / Quantity	Cost	Market value	% of net assets
I. TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (continued)					
<i>UNITED STATES OF AMERICA (continued)</i>					
RR DONNELLEY & SONS CO 7.25% 05/15/2018	USD	500,000	551,850.00	528,380.01	0.90%
SABINE PASS LNG LP 7.5% 11/30/2018	USD	325,000	338,612.50	333,125.00	0.57%
SAEXPLORATION HOLDINGS INC 10% 07/15/2019	USD	100,000	82,500.00	57,000.00	0.10%
SAFWAY GROUP HOLDING LLC / SAFWAY FINANCE CORP 7% 05/15/2018	USD	550,000	539,687.50	548,525.00	0.93%
SERVICE CORP INTERNATIONAL/US 7.625% 10/01/2018	USD	505,000	574,675.45	564,019.33	0.96%
TENET HEALTHCARE CORP 5% 03/01/2019	USD	500,000	497,830.85	500,005.00	0.85%
TESORO LOGISTICS LP / TESORO LOGISTICS FINANCE CORP 5.5% 10/15/2019	USD	750,000	757,500.00	768,000.01	1.31%
T-MOBILE USA INC 5.25% 09/01/2018	USD	500,000	516,750.00	511,250.00	0.87%
TUTOR PERINI CORP 7.625% 11/01/2018	USD	500,000	520,000.00	499,075.01	0.85%
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC 6.375% 06/01/2018	USD	500,000	534,305.55	528,149.99	0.90%
WISE METALS GROUP LLC / WISE ALLOYS FINANCE CORP 8.75% 12/15/2018	USD	1,000,000	1,077,567.22	930,000.00	1.58%
XPO LOGISTICS INC 7.875% 09/01/2019	USD	750,000	781,657.93	787,500.00	1.34%
YUM! BRANDS INC 6.25% 03/15/2018	USD	70,000	74,229.40	74,541.90	0.13%
			40,600,714.71	37,449,487.88	63.78%
<i>VIETNAM</i>					
VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK FOR INDUSTRY AND TRADE 8% 05/17/2017	USD	250,000	281,750.00	256,681.00	0.44%
VINGROUP JSC 11.625% 05/07/2018	USD	250,000	264,450.00	272,542.50	0.46%
			526,200.00	529,423.50	0.90%
TOTAL I.			55,582,234.32	51,525,883.41	87.75%
II. SECURITIES NOT ADMITTED ON ANY REGULATED MARKET					
BONDS					
<i>LUXEMBOURG</i>					
BOARDRIDERS SA 8.875% 12/15/2017	EUR	1,000,000	1,006,401.50	1,024,007.50	1.74%
			1,006,401.50	1,024,007.50	1.74%
<i>UNITED STATES OF AMERICA</i>					
ASSOCIATED ASPHALT PARTNERS LLC/ROAD HOLDINGS III LLC/ASSOCIATED ASPHALT FINANCE 8.5% 02/15/2018	USD	807,000	774,720.00	815,070.00	1.39%
BMC STOCK HOLDINGS INC 9% 09/15/2018	USD	715,000	739,366.33	751,464.99	1.28%
BUMBLE BEE HOLDINGS INC 9% 12/15/2017	USD	1,000,000	1,051,250.00	1,013,529.97	1.73%
INVENTIV HEALTH INC 5% 01/15/2018	USD	750,000	775,916.94	770,525.00	1.31%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND 2015-01

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT APRIL 30, 2016 (expressed in USD) (continued)

Description	Currency	Nominal / Quantity	Cost	Market value	% of net assets
II. SECURITIES NOT ADMITTED ON ANY REGULATED MARKET (continued)					
<i>UNITED STATES OF AMERICA (continued)</i>					
NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS / NAI ENTERTAINMENT HOLDINGS FINANCE CORP 5% 08/01/2018	USD	400,000	416,000.00	405,000.00	0.86%
OXFORD FINANCE LLC / OXFORD FINANCE CO-ISSUER INC 7.25% 01/15/2018	USD	400,000	416,000.00	400,000.00	0.68%
RIVERS PITTSBURGH BORROWER LP/RIVERS PITTSBURGH FINANCE CORP 9.5% 08/15/2019	USD	1,000,000	1,067,500.00	1,030,000.00	1.75%
			5,240,753.27	5,185,659.96	8.83%
TOTAL II.			6,247,154.77	6,209,687.46	10.57%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			61,829,389.09	57,735,580.87	96.32%
CASH AT BANKS				978,354.96	1.66%
OTHER NET ASSETS				11,819.05	0.02%
TOTAL NET ASSETS				58,723,754.88	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

KOKUSAI - MUGC MASTER TRUST

SHORT-TERM HIGH YIELD CORPORATE BOND FUND

2015-01

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS AS AT APRIL 30, 2016

	(In % of net assets)
UNITED STATES OF AMERICA	72.59%
LUXEMBOURG	8.42%
CANADA	4.61%
UNITED KINGDOM	3.13%
SINGAPORE	2.13%
NETHERLANDS	1.50%
MARSHALL ISLANDS	0.93%
VIETNAM	0.90%
FRANCE	0.89%
MEXICO	0.87%
IRELAND	0.86%
BERMUDA	0.70%
SRI LANKA	0.44%
KAZAKHSTAN	0.35%
	98.32%

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年８月末日現在)

Ⅰ 資産総額		58,474,195.81米ドル	6,033,367,524円
負債総額		1,378,293.21米ドル	142,212,293円
純資産価額（Ⅰ－）		57,095,902.60米ドル	5,891,155,230円
	米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券	9,445,879.07米ドル	974,625,802円
	円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券	2,102,267,695円	
	ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券	725,168,636円	
	ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券	2,101,243,852円	
発行済口数	米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券	97,841口	
	円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券	219,654口	
	ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券	75,818口	
	ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券	247,506口	
１口当たり 純資産価格 （／）	米ドル建 米ドル高円安追随クラス受益証券	96.54米ドル	9,961円
	円建 円高ヘッジ・円安追随クラス受益証券	9,571円	
	ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジクラス受益証券	9,565円	
	ＪＰＸ日経400上昇追随型 円建円ヘッジなしクラス受益証券	8,490円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、以下の場合に、ファンド、該当するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの該当するクラスもしくはシリーズ(場合に応じて)の受益者の集会を当該通知に記載された日時および場所において招集するものとする。

(イ) 信託証書の規定により集会を招集することが必要とされている場合

(ロ) 管理会社または受託会社の書面による要求があった場合

(ハ) (すべての受益者の集会の場合においては、) 当該時にファンドの発行済受益証券の合計で10分の1以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求があった場合

(ニ) (いずれかのサブ・ファンドの受益者の集会の場合においては、) 当該時に該当するサブ・ファンドの発行済み受益証券の合計で10分の1以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求があった場合

(ホ) (いずれかの受益証券クラスまたはシリーズの受益者の集会の場合においては、) 当該時に該当するクラスまたはシリーズの発行済み受益証券の合計で10分の1以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求があった場合

いずれかのサブ・ファンドの個別のクラスまたはシリーズの受益者集会の目的上、受託会社は、2つ以上もしくはすべてのクラスまたはシリーズが検討中の案件によって同一の影響を受けると考える場合、2つ以上もしくはすべてのクラスまたはシリーズが1つのクラスを構成しているとみなすことができるものとするが、他のすべての場合においては、これらを個別のクラスまたはシリーズとみなすものとする。あるクラスまたはシリーズの受益証券の保有者の個別の集会は、個別のクラスまたはシリーズの受益証券の保有者のみに関係する事項を検討する目的で開催されるものとする。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(１) 資本金の額（平成28年８月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成23年８月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年８月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年８月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年８月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年８月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年８月末日	37,117,968.52米ドル

(２) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長ならびに株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(平成28年8月31日現在)

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ディレクター	昭和62年4月 平成27年6月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.)入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年4月 平成26年3月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.)入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

受託会社は、以下の場合、受益者決議による事前の承認を得て、管理会社に書面で通知することにより、いつでも、管理会社を解任することができるものとする。(a) 管理会社が清算手続きに入った場合(ただし、受託会社によって事前に書面で承認された(かかる承認は不当に差し控えられたり、または延期されてはならない。)条件に基づく再建または合併のための任意清算を除く。)、(b) 管理会社の資産もしくは事業の全部もしくは大部分に関し、管財人もしくは受託者が任命された場合、(c) 管理会社が債権者集会を招集した場合、またはその債権者の利益のために取決めを行った場合もしくはその提案を行った場合、もしくは示談にした場合もしくはその提案を行った場合、もしくは財産権を譲渡した場合もしくはその提案を行った場合、(d) 管理会社が業務を停止した場合、または受託会社が合理的に許可しないいずれかの会社または個人の事実上の管理下に置かれた(受託会社の合理的な判断に基づき)場合、または(e) 管理会社が信託証書に基づく管理会社の債務の重大な不履行に陥った場合で、かつ(かかる不履行が解消され得る場合においても)かかる不履行の解消を要求する受託会社からの通知を受け取った日から30日以内にかかる不履行を解消することを怠った場合。信託証書の規定に基づく管理会社の退任または解任により、(a) 信託証書は、管理会社に関し効力を有さなくなるものとする。ただし、管理会社は、信託証書に基づくその他の権利を毀損することなく、信託証書に基づき管理会社の利益となるよう管理会社に付与されたすべての補償(退任または解任にかかわらず管理会社の利益であり続ける)の恩恵を受けるものとし、かかる退任の日までに発生したものの未払いとなっているすべての報酬およびその他の金銭を受け取るものとする。(b) 管理会社は、受託会社に対しファンドの業務に関するすべての会計帳簿、記録、名簿、通信および文書、ならびに資産を受託会社に引き渡す(またはその指示に従う。)ものとし、また、ファンドに関し管理会社の名義でまたはその指示で以前に保管されていたすべての資産を受託会社に付与するあらゆる必要な措置をとるものとする。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

受託会社(ならびにシリーズ会社およびシリーズ会社の取締役または役員)は、何時かにまたは何らかの理由によりサブ・ファンドの信託資金もしくはその一部にまたはその収益に生じるまたは課される損失、損害、請求、費用または経費について責任を負わないものとするが、かかる損失または損害が受託会社自体の詐欺、故意の債務不履行または重過失に起因するものである場合はこの限りではない。特に、以下について(ただし、これらに限られない。)受託会社は(自らの詐欺、故意の債務不履行または重過失がない場合は)いかなる負債または責任も負わないものとする。(a) 通知、決議、指図もしくはその他の文書、書類もしくは権原証書に依拠して受託会社が行ったもしくは行わなかった事柄または受託会社が真正であり、かつ、適切に可決、捺印、署名、交付もしくはその他に有効に作成されたと合

理的に信じる事柄、(b) 受益証券の権原または譲渡に影響を及ぼす証明書または文書の裏書に付された署名または捺印またはその真正性の確認(受託会社は、かかる裏書、様式またはその他の文書に付された偽造のまたは不正な署名または捺印についても、偽造のまたは不正な署名または捺印に基づいて行為することまたはこれを有効なものにすることについても責任を負わないものとする。)、(c) 受託会社または管理会社のために行為する会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーからの助言または情報に基づく行為および当該助言または情報に依拠して受託会社が行ったまたは行わなかった事柄、(d) 受託会社または管理会社の会計士、ブローカー、弁護士またはその他の代理人もしくはアドバイザーの違反行為、誤り、不注意、判断の誤り、または誠実さの欠缺(かかる代理人またはアドバイザーからの助言または情報は、書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより付与される。)(受託会社は、かかる書簡、電報、電話、テレックス・メッセージ、海底電信、ファクシミリ送信または電子メールにより伝達されたものとみなされる助言または情報に基づく行為について、その情報が過誤を含むかまたは真正でなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。)、(e) 信託証書の規定に基づく何らかの性質の取引から生じたまたは当該取引に関係するいずれかの法域の財務当局への公課・費用等またはその他の税金もしくは手数料もしくはその他の賦課金の支払を誠実に行ったまたは負担したことを受益者またはその他の者に説明すること、(f) 適用法に基づく受益証券の登録が義務付けられた法域の在住者に対する当該受益証券の販売(信託証書第40条を損なうことなく、受託会社は、受益証券の販売または流通に関する米国、日本またはその他の証券法の違反から生じる債務について関連サブ・ファンドの信託資金から自らを補償することができる。)、(g) および受託会社の(またはその代理人の)合理的支配の及ばない事由または状況から生じるまたは当該事由または状況に起因する損失、請求または経費(信託証書に基づく業務の遅滞もしくは休止または作業停止、テロ行為、電力もしくはその他の機械的故障、コンピューター・ウィルス、自然災害、政府措置、通信途絶もしくはその他の遂行を不可能にすることによる損害を含むがこれらに限られない。)。信託証書の他の規定にかかわらず、受託会社はいかなる場合も以下のいずれに關しても責任を負わないものとする。(a) 間接的、特別または派生的な損失または損害、(b) 投資運用会社の投資助言もしくは実績または投資対象の購入、選択もしくは受諾または投資対象の売却、交換もしくは変更(受託会社は、いかなる場合も、投資運用会社による裁量の行使から生じるいかなる損失についても責任を負わないものとする。)、(c) 管理会社による作為もしくは不作為または管理会社もしくはその委任先から与えられた指示もしくは指図に関する行為または管理会社もしくはその委任先が受託会社に受託会社の権限、職務もしくは裁量の行使を要求もしくは請求しなかったことから生じる損失、損害、請求、費用または経費、(d) 受託会社が他者から受領した情報、記録、報告およびその他のデータに依拠しそれを使用した結果生じる損失、損害、請求、費用または経費、および(e) 受託会社が信託証書の規定により、管理会社もしくは受益者の指図に応じてまたは管理会社もしくは受益者の助言に基づいてまたは管理会社もしくは受益者と協議した上で行為することが義務付けられてまたは授權されており、受託会社がそのように行為した場合に生じる損失、損害、請求、費用または経費。

管理会社は、平成28年8月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	75	6,588,755,740.00米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝103.18円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社は、平成28年5月1日付で、その名称をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）からルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）に変更した。

（１）【貸借対照表】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1、29.3	1,481,705,021	152,882,324	186,863,448	19,280,571
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、15、29.1、29.3	2,109,919,942	217,701,540	2,117,559,309	218,489,770
a) 要求払い		1,078,152,942	111,243,821	1,203,577,409	124,185,117
b) その他のローンおよび貸付金		1,031,767,000	106,457,719	913,981,900	94,304,652
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1、29.3	368,502	38,022	626,640	64,657
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、15、29.1、29.3	13,556	1,399	15,101	1,558
関連会社株式	4、5、15	8,260,895	852,359	9,174,388	946,613
有形資産	5	5,600,613	577,871	6,710,869	692,427
その他の資産		136	14	181	19
前払金および未収収益	6,15	36,586,892	3,775,036	27,463,192	2,833,652
資産合計	7	3,642,455,557	375,828,564	2,348,413,128	242,309,267

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

		負債			
	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する負債	15、29.1	1,410,185,042	145,502,893	1,150,186,003	118,676,192
a）要求払い		1,410,185,042	145,502,893	1,150,186,003	118,676,192
顧客に対する負債	8、15、29.1	2,062,070,067	212,764,390	1,044,062,326	107,726,351
a）要求払い		2,062,070,067	212,764,390	1,044,062,326	107,726,351
その他の負債	9	1,230,625	126,976	1,788,497	184,537
未払金および繰延利益	10、15	8,651,896	892,703	8,932,711	921,677
引当金		12,645,069	1,304,718	8,954,470	923,922
a）納税引当金	11	9,111,035	940,077	7,982,242	823,608
b）その他の引当金	12	3,534,034	364,642	972,228	100,314
発行済み資本	13	37,117,969	3,829,832	37,117,969	3,829,832
準備金	14	97,312,153	10,040,668	77,800,912	8,027,498
繰越損益	14	39,348	4,060	22,247	2,295
当期利益		13,203,388	1,362,326	19,547,993	2,016,962
負債合計	16	3,642,455,557	375,828,564	2,348,413,128	242,309,267

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17、29.1	556,865	57,457	597,989	61,701
内訳：					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		556,865	57,457	597,989	61,701
信託運用	20	57,164,073,225	5,898,189,075	62,811,807,217	6,480,922,269

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		10,274,222	1,060,094	8,018,852	827,385
内訳：					
- 預金に係るマイナス金利		181,978	18,776	36	4
- 外貨スワップからの利差益		3,997,581	412,470	3,073,730	317,147
未払利息および類似費用		(2,311,791)	(238,531)	(1,539,763)	(158,873)
内訳：					
- ローンおよび貸付金に係るマイナス金利		(585,056)	(60,366)	(13,049)	(1,346)
- 外貨スワップからの利差損		(17,112)	(1,766)	(83,002)	(8,564)
有価証券からの収益		433,631	44,742	140	14
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		433,631	44,742	140	14
未収手数料		98,428,083	10,155,810	105,997,544	10,936,827
未払手数料		(43,648,148)	(4,503,616)	(45,651,511)	(4,710,323)
金融業務の純利益		3,694,212	381,169	3,579,481	369,331
その他の事業収益	21	347,071	35,811	687,746	70,962
一般管理費用		(41,802,616)	(4,313,194)	(39,883,592)	(4,115,189)
a) スタッフ費用	23、24	(17,570,625)	(1,812,937)	(18,048,722)	(1,862,267)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(14,446,414)	(1,490,581)	(15,018,938)	(1,549,654)
- 社会保障費		(2,024,301)	(208,867)	(2,071,294)	(213,716)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,258,548)	(129,857)	(1,302,395)	(134,381)
b) その他の一般管理費用	25	(24,231,991)	(2,500,257)	(21,834,870)	(2,252,922)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,999,802)	(206,340)	(1,774,975)	(183,142)
その他の事業費用	22	(205,173)	(21,170)	(85,251)	(8,796)
偶発債務および契約債務のための引当金	12	(2,512,372)	(259,227)	0	0
経常収益にかかる税金	11、26.1	(6,781,698)	(699,736)	(9,022,279)	(930,919)
税引後経常収益		13,915,619	1,435,814	20,326,392	2,097,277
前勘定科目に表示されていないその他の税金	26.2	(712,231)	(73,488)	(778,399)	(80,315)
当期利益		13,203,388	1,362,326	19,547,993	2,016,962

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2015年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年４月11日に株式会社として設立された。

1996年４月１日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月１日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年１月１日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年４月２日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年４月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年８月７日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン２、ローワー・レスン・ストリート12 - 13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2015年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金57,517米ドルを計上している(2014年: 0米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2015年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2014年: 0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器: 4年

ソフトウェア: 4年および5年

その他の無形資産: 5年

その他の有形資産: 10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に關係する費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に關係する費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
3か月以下	227,000,000	278,000,000
3か月超1年未満	804,767,000	635,981,900
	<u>1,031,767,000</u>	<u>913,981,900</u>

注４ 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、8,260,895米ドルおよび13,556米ドル（2014年：9,174,388米ドルおよび15,101米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2015年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2015年12月31日 現在の資本および準備金 米ドル	2015年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ	8,011,508	100%	9,988,006	1,827,982
三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社	249,387	100%	943,469	177,438

2015年12月31日時点で、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」および「三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円である（2014年：それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円）。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．関連会社株式	9,174,388	0	0	(913,493)	8,260,895	0	8,260,895
２．有形資産	16,652,019	1,575,856	(56,311)	(1,702,977)	16,468,587	10,867,974	5,600,613
a) ハードウェア	1,343,122	129,945	(54,339)	(137,359)	1,281,369	944,450	336,919
b) ソフトウェア	12,843,727	1,400,587	0	(1,313,509)	12,930,805	8,757,686	4,173,119
c) その他付属品、 家具、機器、車両	2,465,170	45,324	(1,972)	(252,109)	2,256,413	1,165,838	1,090,575
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
前払法人税	122,070	135,976
未収利息	1,536,361	1,180,222
前払一般経費	2,814,757	2,019,667
信託業務手数料	1,517,776	1,809,510
全体保管手数料	9,426,884	10,614,920
投資ファンド手数料	3,429,370	4,134,906
その他の前払金	214,721	57,181
ＩＲＳ（米国の税務当局）への前払金	2,552,106	0
未回収付加価値税（ＶＡＴ）	9,666,345	6,749,564
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化	4,970,383	525,623
管理会社手数料	98,351	71,322
その他の未収収益	237,768	164,301
	<u>36,586,892</u>	<u>27,463,192</u>

注 7 外貨建て資産

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、1,553,051,527米ドル（2014年：855,104,291米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2015年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2014年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
優先債務	436,777	927,802
諸債務	793,848	860,695
	<u>1,230,625</u>	<u>1,788,497</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
未払利息	122,762	146,678
未払一般経費	2,575,482	2,531,401
未払手数料	5,881,654	6,241,224
その他の未払費用	16,324	467
その他の仮受金	55,674	12,941
	<u>8,651,896</u>	<u>8,932,711</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる外国為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税金負債は、2014年12月現在、0米ドルに減少した。

2015年12月31日現在、ユーロが米ドルに対してさらに弱まり、その結果として、当行は繰延税金を計上しなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
報酬引当金	964,145	972,228
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3）	57,517	0
米国租税に関連する租税債務に対する引当金	2,512,372	0
	<u>3,534,034</u>	<u>972,228</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2015年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	22,247
2014年12月31日終了年度の利益			19,547,993
利益の処分			
- 株主への配当金支払			(19,651)
- 純資産税準備金への振替		2,884,276	(2,884,276)
- 2009年純資産税準備金からの振替		(373,035)	373,035
- 自由準備金への割当て		17,000,000	(17,000,000)
2015年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>93,600,356</u>	<u>39,348</u>

ルクセンブルクの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルクの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍

にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2015年11月19日にルクセンブルクの税務当局が発行した通達（Circular L. Fort. N° 47bis）は、納税者が単一の純資産税準備金を設定し、2014年および2015年の両年について純資産税減税のメリットを完全に享受できるようにする専門規定を定めている。（過渡的措置として）この準備金は、2014年および2015年について利用可能な最大減税額の５倍に相当しなければならない。総額15,519,398米ドル（2014年：13,008,157米ドル）の純資産税準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2015年３月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、2,884,276米ドルを純資産税準備金に割り当て、2009年に構成した利用可能な純資産準備金は373,035米ドル（260,000ユーロ）となった。2015年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2015年 純資産税準備金 米ドル	2015年 純資産税準備金 ユーロ
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年	2,884,276	2,383,601
2015年12月31日現在の残高	15,519,398	11,861,340

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2015年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2015年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,543	1,777,335,351
関連会社株式	8,260,895	9,174,388
前払金および未収収益	8,355,333	9,691,913
	<u>1,811,079,771</u>	<u>1,796,201,652</u>

負債

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,405,787,905	1,144,030,619
顧客に対する未払金	297,629,189	129,898,267
未払金および繰延利益	1,969,812	2,566,131
	<u>1,705,386,906</u>	<u>1,276,495,017</u>

当行は、2015年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付規則（ＥＵ）575 / 2013（パート ）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2015年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,847,350,183米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,467
前払金および未収収益	1,491,010
外国為替取引（市場リスク手法）	51,395,706
	<u>1,847,350,183</u>

注16 外貨建て負債

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、1,556,640,235米ドル（2014年：860,565,286米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
発行済念書	556,865	597,989

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,313,443	1,033,744

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2015年12月31日および2014年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度に関する付加価値税（VAT）過払いの調整	0	222,886
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（サービス品質保証契約）	66,016	75,048
過年度の一般経費調整からの利益	133,860	216,776
過年度の手数料の調整	68,793	68,759
その他	78,402	104,277
	347,071	687,746

注22 その他の事業費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	65,072	79,036
過年度の手数料	115,459	2,732
過年度の利息	4,677	0
その他事業損失	19,965	3,483
	<u>205,173</u>	<u>85,251</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2015年 人数	2014年 人数
上級管理職	18	18
中間管理職	76	63
従業員	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
上級管理職	<u>4,931,286</u>	<u>3,957,339</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
賃借および関連費用	1,028,303	1,088,220
通信費用	316,394	338,691
専門家報酬	1,925,092	1,028,640
データ費用	1,310,126	1,364,404
維持費	857,527	951,111
旅費、交通費、出張費	260,850	219,810
業務費用	3,475,225	3,615,825
システム費用	10,158,996	8,360,247
業務契約	3,685,300	3,800,346
その他の費用	1,214,178	1,067,576
	<u>24,231,991</u>	<u>21,834,870</u>

注26 税金**26.1. 経常収益にかかる税金**

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
法人税	5,215,462	6,931,276
地方事業税	1,566,236	2,091,003
	<u>6,781,698</u>	<u>9,022,279</u>

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
純資産税*	23,247	25,895
付加価値税（VAT）	644,289	714,359
その他の税金	44,695	38,145
	<u>712,231</u>	<u>778,399</u>

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（23,247米ドル）を表す。

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（63.72%）および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（28.53%）を共同で出資する子会社である。

当行の年次決算は、三菱ＵＦＪ信託銀行（登録金融機関番号が関東財務局長（登金）第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する）の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令（2014/59/EU）ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令（2014/49/EU）をルクセンブルク法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律（以下「本法」という。）が2015年12月18日付で可決された。

現在「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）を通じて実施されている預金保証および投資家補償スキームは、拠出金に基づく新しい預金保証および投資家補償システムに置き換えられる。かかる新規システムは、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

AGDLのために金融機関が過去に自己の年次決算に設定した引当金は、ルクセンブルグの新規銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」（以下「FRL」という。）と、ルクセンブルグの新規預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）（設立前）それぞれに対する銀行の拠出額に従い、使用される／取り崩される（選択した会計処理による。）ことになる。

FRLの拠出金は、本法第1条第36項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1%に到達しなければならない。この拠出金額は、2015年から2024年までの間の年間拠出額を通じて金融機関から徴収される予定である。

FDGLの拠出金の目標レベルは、本法第163条第8項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8%に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる拠出金は、2016年

から2018年の間に年次払いの方法で支払われる。2015年については、金融機関は、かかる拠出に備えるために、自己の年次決算中の既存のＡＧＤＬ引当金を使用する／取り崩す（選択した会計処理による。）ことによって、対象預金の0.2%の引当金を反映させている。

0.8%のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第163条第8項に定義される通り、対象預金の0.8%の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続。

2015年において、当行は、ＦＲＬについて189,314米ドル（173,587ユーロ）のＣＳＳＦに対する拠出金を支払っている。

注29 金融商品の開示**29.1. 主要な非トレーディング金融商品**

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L 残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する負債	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
B C L 残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する負債	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 簿価 米ドル	2014年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	1,481,705,021	186,863,448
ＥＵ加盟国	1,481,705,021	186,863,448
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,109,919,942	2,117,559,309
ＥＵ加盟国	255,517,247	173,637,181
北および中央アメリカ	342,992,404	771,353,251
アジア	1,507,118,254	1,168,315,602
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	3,405,065	2,670,673
オーストラリアおよびニュージーランド	886,972	1,582,602
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	626,640
ＥＵ加盟国	365,584	181,251
北および中央アメリカ	2,918	445,389
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,556	15,101
北および中央アメリカ	10,863	12,101
ＥＵ加盟国	2,693	3,000
合計	3,592,007,021	2,305,064,498

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
ＥＵ加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2015	2014
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	2.109.919.942	2.117.559.309
a) repayable on demand		1.078.152.942	1.203.577.409
b) other loans and advances		1.031.767.000	913.981.900
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	368.502	626.640
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.556	15.101
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.260.895	9.174.388
Tangible assets	5	5.600.613	6.710.869
Other assets		136	181
Prepayments and accrued income	6, 15	36.586.892	27.463.192
TOTAL ASSETS	7	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2015	2014
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.410.185.042	1.150.186.003
a) repayable on demand		1.410.185.042	1.150.186.003
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	2.062.070.067	1.044.062.326
a) repayable on demand		2.062.070.067	1.044.062.326
Other liabilities	9	1.230.625	1.788.497
Accruals and deferred income	10, 15	8.651.896	8.932.711
Provisions		12.645.069	8.954.470
a) provisions for taxation	11	9.111.035	7.982.242
b) other provisions	12	3.534.034	972.228
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	97.312.153	77.800.912
Result brought forward	14	39.348	22.247
Profit for the financial year		13.203.388	19.547.993
TOTAL LIABILITIES	16	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Contingent liabilities	17, 29.1.	556.865	597.989
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		556.865	597.989
Fiduciary operations	20	57.164.073.225	62.811.807.217

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Interest receivable and similar income		10.274.222	8.018.852
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		181.978	36
- Interest Gain from foreign currency swap		3.997.581	3.073.730
Interest payable and similar charges		(2.311.791)	(1.539.763)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(585.056)	(13.049)
- Interest Loss from foreign currency swap		(17.112)	(83.002)
Income from securities		433.631	140
Income from shares and other variable yield securities		433.631	140
Commission receivable		98.428.083	105.997.544
Commission payable		(43.648.148)	(45.651.511)
Net profit on financial operations		3.694.212	3.579.481
Other operating income	21	347.071	687.746
General administrative expenses		(41.802.616)	(39.883.592)
a) staff costs	23, 24	(17.570.625)	(18.048.722)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(14.446.414)	(15.018.938)
- social security costs		(2.024.301)	(2.071.294)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.258.548)	(1.302.395)
b) other administrative expenses	25	(24.231.991)	(21.834.870)

	Notes	2015	2014
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.999.802)	(1.774.975)
Other operating charges	22	(205.173)	(85.251)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	(2.512.372)	0
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(6.781.698)</u>	<u>(9.022.279)</u>
Profit on ordinary activities after tax		13.915.619	20.326.392
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(712.231)	(778.399)
Profit for the financial year		<u>13.203.388</u>	<u>19.547.993</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 Lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2015 for an amount of USD 57.517 (2014: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2015 (2014: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Not more than three months	227.000.000	278.000.000
More than three months but less than one year	804.767.000	635.981.900
	<u>1.031.767.000</u>	<u>913.981.900</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items " Shares in affiliated undertakings " and " Shares and other variable yield securities " consist entirely of unlisted securities for USD 8.260.895 and USD 13.556 (2014: USD 9.174.388 and USD 15.101).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2015, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at	Result for the
	USD	%	31/12/2015	year ended
			USD	31/12/2015
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.011.508	100%	9.988.006	1.827.982
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	249.387	100%	943.469	177.438

As of December 31, 2015, the share capital of " MUGC LUX MANAGEMENT S.A. " and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited " amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2014: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	9.174.388	0	0	(913.493)	8.260.895	0	8.260.895
2. Tangible assets	16.652.019	1.575.856	(56.311)	(1.702.977)	16.468.587	10.867.974	5.600.613
a) Hardware	1.343.122	129.945	(54.339)	(137.359)	1.281.369	944.450	336.919
b) Software	12.843.727	1.400.587	0	(1.313.509)	12.930.805	8.757.686	4.173.119
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.465.170	45.324	(1.972)	(252.109)	2.256.413	1.165.838	1.090.575
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Prepaid income taxes	122.070	135.976
Accrued interest income	1.536.361	1.180.222
Prepaid general expenses	2.814.757	2.019.667
Commission on fiduciary operations	1.517.776	1.809.510
Commission on global custody	9.426.884	10.614.920
Commission on investment funds	3.429.370	4.134.906
Other prepayments	214.721	57.181
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.552.106	0
VAT recoverable	9.666.345	6.749.564
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.970.383	525.623
Commission from the Management Company	98.351	71.322
Other accrued income	237.768	164.301
	<u>36.586.892</u>	<u>27.463.192</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2015, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 1.553.051.527 (2014: USD 855.104.291).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2015, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2014: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Preferential creditors	436.777	927.802
Sundry creditors	793.848	860.695
	<u>1.230.625</u>	<u>1.788.497</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Accrued interest expenses	122.762	146.678
Accrued general expenses	2.575.482	2.531.401
Accrued commission	5.881.654	6.241.224
Other accrued expenses	16.324	467
Other suspense receipt	55.674	12.941
	<u>8.651.896</u>	<u>8.932.711</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2015, Euro weakened more against US dollars and consequently, the Bank did not account for deferred tax.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Provision for remuneration	964.145	972.228
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	57.517	0
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	2.512.372	0
	<u>3.534.034</u>	<u>972.228</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2015	3.711.797	74.089.115	22.247
Profit for the year ended December 31, 2014			19.547.993
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.651)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		2.884.276	(2.884.276)
- Transfer from Reserve for NWT 2009		(373.035)	373.035
- Allocation to Free reserve		17.000.000	(17.000.000)
Balance at December 31, 2015	<u>3.711.797</u>	<u>93.600.356</u>	<u>39.348</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular L. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.519.398 (2014: USD 13.008.157).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2015, the Bank has allocated an amount of USD 2.884.276 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2009 which amounted to USD 373.035 (EUR 260.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2015.

Years	2015	2015
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014	2.884.276	2.383.601
Balance at December 31, 2015	<u>15.519.398</u>	<u>11.861.340</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “ On-line costs reserve ” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “ On-line costs ”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2015.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2015, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2015	2014
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.543	1.777.335.351
Shares in affiliated undertakings	8.260.895	9.174.388
Prepayments and accrued income	8.355.333	9.691.913
	<u>1.811.079.771</u>	<u>1.796.201.652</u>

LIABILITIES

	2015	2014
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.405.787.905	1.144.030.619
Amounts owed to customers	297.629.189	129.898.267
Accruals and deferred income	1.969.812	2.566.131
	<u>1.705.386.906</u>	<u>1.276.495.017</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “ Related Party Disclosures ” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2015 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2015, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.847.350.183 and can be analysed as follows:

	2015 USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.467
Prepayments and accrued income	1.491.010
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	51.395.706
	<u>1.847.350.183</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2015, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 1.556.640.235 (2014: USD 860.565.286).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Counter-guarantees issued	<u>556.865</u>	<u>597.989</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.313.443	1.033.744

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2015 and 2014:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2015	2014
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	0	222.886
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.016	75.048
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	133.860	216.776
Adjustment for commission previous years	68.793	68.759
Other	78.402	104.277
	<u>347.071</u>	<u>687.746</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2015	2014
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	65.072	79.036
Commission previous years	115.459	2.732
Interest on previous years	4.677	0
Others operating losses	19.965	3.483
	<u>205.173</u>	<u>85.251</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2015	2014
	Number	Number
Senior management	18	18
Middle management	76	63
Employees	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Senior management	<u>4.931.286</u>	<u>3.957.339</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2015 and 2014, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2015	2014
	USD	USD
Rent and related expenses	1.028.303	1.088.220
Telecommunication expenses	316.394	338.691
Professional fees	1.925.092	1.028.640
Data charges	1.310.126	1.364.404
Maintenance	857.527	951.111
Travelling, moving, business trips	260.850	219.810
Service fee	3.475.225	3.615.825
System cost	10.158.996	8.360.247
Service contracts	3.685.300	3.800.346
Other expenses	<u>1.214.178</u>	<u>1.067.576</u>
	<u>24.231.991</u>	<u>21.834.870</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2015	2014
	USD	USD
Corporate Income Tax	5.215.462	6.931.276
Municipal Business Tax	1.566.236	2.091.003
	<u>6.781.698</u>	<u>9.022.279</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2015	2014
	USD	USD
Net worth tax*	23.247	25.895
VAT	644.289	714.359
Other taxes	44.695	38.145
	<u>712.231</u>	<u>778.399</u>

* This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 23.247).

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (“ the Law ”), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the “ Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg ” (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund “ Fonds de résolution Luxembourg ” (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund “ Fonds de garantie des dépôts Luxembourg ” (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2015, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2015 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 189.314 (EUR 173.587) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	<u>2.787.226.465</u>	<u>804.767.000</u>	<u>0</u>	<u>13.556</u>	<u>3.592.007.021</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	<u>3.472.811.974</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.472.811.974</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	<u>1.669.067.497</u>	<u>635.981.900</u>	<u>0</u>	<u>15.101</u>	<u>2.305.064.498</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	<u>2.194.846.318</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.194.846.318</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	1.611.373.895	8.011.462	0	0	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.624.613.024</u>	<u>9.614.574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	532.382.521	0	0	0	532.382.521	2.303.443
Total	<u>2.780.710.702</u>	<u>1.600.907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.782.311.609</u>	<u>21.119.606</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	<u>1.900.123.350</u>	<u>27.978.350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.928.101.700</u>	<u>19.605.700</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	<u>1.755.954.608</u>	<u>19.649.249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.775.603.857</u>	<u>18.957.797</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2015 Carrying amount in USD	2014 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.481.705.021	186.863.448
<i>EU member countries</i>	<i>1.481.705.021</i>	<i>186.863.448</i>
Loans and advances to credit institutions	2.109.919.942	2.117.559.309
<i>EU member countries</i>	<i>255.517.247</i>	<i>173.637.181</i>
<i>North & Central America</i>	<i>342.992.404</i>	<i>771.353.251</i>
<i>Asia</i>	<i>1.507.118.254</i>	<i>1.168.315.602</i>
<i>Europe, non-EU member countries</i>	<i>3.405.065</i>	<i>2.670.673</i>
<i>Australia and New Zealand</i>	<i>886.972</i>	<i>1.582.602</i>
Loans and advances to customers	368.502	626.640
<i>EU member countries</i>	<i>365.584</i>	<i>181.251</i>
<i>North & Central America</i>	<i>2.918</i>	<i>445.389</i>
Shares and other variable yield securities	13.556	15.101
<i>North & Central America</i>	<i>10.863</i>	<i>12.101</i>
<i>EU member countries</i>	<i>2.693</i>	<i>3.000</i>
Total	<u>3.592.007.021</u>	<u>2.305.064.498</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	1.366.652.545	12.240.622
<i>America</i>	647.955.936	3.542.987
<i>Asia</i>	233.760	1.194
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	530.258.219	1.647.715
<i>America</i>	788.394.261	23.077.972
<i>Asia</i>	16.227.232	215.698
Swaps		
<i>EU member countries</i>	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年8月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝103.18円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位:米ドル)

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	1,899,536,172.00	195,994,142
1.2	売買目的で保有される金融資産	51,327,462.00	5,295,968
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	51,327,462.00	5,295,968
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	11,888,375.00	1,226,643
1.4.1	持分証券	11,888,375.00	1,226,643
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)	3,195,536,480.00	329,715,454
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,195,536,480.00	329,715,454
1.6	満期保有目的投資	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	在外営業活動対に対する純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,343,232.00	138,595
1.9.1	有形固定資産	1,343,232.00	138,595
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	3,743,860.00	386,291
1.10.1	のれん		
1.10.99	その他の無形資産	3,743,860.00	386,291
1.12	税金資産	124,840.00	12,881
1.12.1	当期税金資産	124,840.00	12,881
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	その他の資産	21,344,120.00	2,202,286
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	5,184,844,541.00	534,972,260

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行からの預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	43,298,019.00	4,467,490
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	43,298,019.00	4,467,490
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書(短期間で買戻す予定の債券を含む)		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書(債券を含む)		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却原価で測定される金融負債	4,949,902,146.00	510,730,903
2.4.1	金融機関からの預金	1,525,457,379.00	157,396,692
2.4.2	金融機関以外からの預金	3,424,444,767.00	353,334,211
2.4.3	債務証書(債券を含む)		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	274,539.00	28,327
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	274,539.00	28,327
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	11,045,467.00	1,139,671
2.9.1	当期税金負債	11,045,467.00	1,139,671
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	その他の負債	15,048,412.00	1,552,695
2.11	要求払株式資本(例えば、組合株式)		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	5,019,568,583.00	517,919,086

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,829,832
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,829,832
3.1.2	請求済未払込資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額:	3,388,782.00	349,655
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(有効部分)		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ(有効部分)		
3.4.6	売却可能金融資産	3,388,782.00	349,655
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金(利益剰余金を含む)	110,531,939.00	11,404,685
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	14,237,268.00	1,469,001
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	165,275,958.00	17,053,173
3.11	負債および資本合計	5,184,844,541.00	534,972,260

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

継続事業

		米ドル	千円
5.1	金融および営業収益および費用(+/-)	39,434,012.00	4,068,801
5.2	利息収益	12,948,861.00	1,336,063
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	2,800.00	289
5.2.2	売買目的で保有される金融資産(区別して計上される場合)	6,627,225.00	683,797
5.2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む。)	6,318,836.00	651,977
5.2.6	満期保有目的投資		
5.2.7	デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	(支払利息)(-)	3,570,906.00	368,446
5.3.1	中央銀行からの預金	2,427,476.00	250,467
5.3.2	売買目的で保有される金融負債(区別して計上される場合)	86,859.00	8,962
5.3.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして金融負債		
5.3.4	償却原価で測定される金融負債	1,056,571.00	109,017
5.3.5	デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用(-)		
5.5	受取配当(+)	1,540,573.00	158,956
5.5.1	売買目的で保有される金融資産(区別して計上される場合)		
5.5.2	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	1,540,573.00	158,956
5.6	受取手数料(+)	50,949,549.00	5,256,974
5.7	(支払手数料)(-)	24,944,611.00	2,573,785
5.8	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益(損失)、純額(+/-)	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む。)		
5.8.3	満期保有目的投資		
5.8.4	償却原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+/-)	2,533,259.00	261,382
5.9.1	エクイティ商品および関連するデリバティブ		
5.9.2	金利商品および関連するデリバティブ		
5.9.3	為替取引	2,533,259.00	261,382
5.9.4	信用リスク商品および関連するデリバティブ		
5.9.5	商品および関連するデリバティブ		
5.9.99	その他(ハイブリッド・デリバティブを含む。)		
5.10	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債に係る利益(損失)、純額(+/-)		
5.11	ヘッジ会計からの利益(損失)、純額(+/-)		
5.12	為替差額、純額(+/-)		

米ドル

千円

		米ドル	千円
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識の中止に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の営業収益（＋）	650,711.00	67,140
5.15	その他の営業費用（－）	673,424.00	69,484
5.16	一般管理費（－）	22,071,208.00	2,277,307
5.16.1	従業員費用（－）	9,275,931.00	957,091
5.16.2	一般管理費用（－）	12,795,277.00	1,320,217
5.17	減価償却（＋／－）	1,091,868.00	112,659
5.17.1	有形固定資産	190,017.00	19,606
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（のれんを除く）	901,851.00	93,053
5.18	引当金（＋／－）	- 2,237,832.00	- 230,900
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	のれん		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	純損益で直ちに認識される負ののれん（＋）		
5.22	非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および処分グループからの損益（＋／－）	0.00	0
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	18,508,768.00	1,909,735
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,271,500.00	440,733
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	14,237,268.00	1,469,001
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	14,237,268.00	1,469,001

４【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は、投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができる。利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定すること

ができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会は、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１) エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（Elian Trustee (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年８月末日現在、100米ドル（約10,318円）

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島で設立された有限会社であり、エリアン・フィデュシアリー・サービス（ケイマン）リミテッド（以下「E F S C L」という。）の完全所有子会社である。ケイマン諸島で設立された有限会社であるE F S C Lは、ケイマン諸島の法規に従い信託の免許と投資信託管理者の免許を有しており、C I M Aにより規制されている。信託の免許保有者の完全所有子会社として、受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂、改正済）の定義する「被支配子会社」であり、したがって、同法に基づく免許取得義務を免じられている。

(２) 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年８月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(３) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（「投資運用会社」）（Morgan Stanley Investment Management Inc.）

(イ) 資本金の額

平成28年８月末日現在、453.3百万米ドル（約468億円）

(ロ) 事業の内容

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（以下「M S I M」という。）は、受託会社およびM S I M間で締結された投資運用契約に従い、投資運用会社の役割を果たす。当該会社はアメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク、５番通り522に登記された事務所を有し、グローバルで資産運用ビジネスを展開し、米国をはじめ世界中の顧客に幅広い資産運用業務を提供している。M S I Mの親会社は、モルガン・スタンレー（Morgan Stanley）である。モルガン・スタンレーは、証券売買および仲介業務、投資銀行業務、リサーチおよび分析業務、ならびにファイナンスおよび金融アドバイザリー業務を提供する卓越したグローバル総合金融サービス企業である。

(４) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成28年８月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

２【関係業務の概要】

(１) エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。

サブ・ファンドの管理事務に関する責任は受託会社から管理事務代行会社に委託されており、サブ・ファンドの投資対象およびその他の資産の保管に関する責任は保管会社に委託されているが、受託会社は、管理会社と共に、ファンドの運用に関する最終的な権限を有する。受託会社は、信託証書に従って行使可能な権能を用いて、サブ・ファンドの投資および再投資に関する運用業務を投資運用会社に委託する。

(2) 三菱UFJ国際投信株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

投資顧問会社は、投資顧問契約に基づき、投資顧問契約に記載されたとおり、サブ・ファンドの資産価値に関する助言およびその他付随的なサービスを受託会社に提供する。投資顧問会社は受託会社に対して投資運用サービスを提供せず、サブ・ファンドの資産に係る売買を行わない。

(3) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(「投資運用会社」)

投資運用契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資運用業務の提供を行う。

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および三菱UFJ国際投信株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改正）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改正）、会社管理法（2003年改正）または地域会社（管理）法（2015年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2016年６月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,019（2,882のマスター・ファンドを含む。）であった。これらに加え、利用可能な適用除外に該当する未登録ファンドが多数存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2016年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第４（４）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってＣＩＭＡに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとＣＩＭＡが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関

する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であつて、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともに C I M A に対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、C I M A により承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、C I M A に対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の () および () に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容を C I M A に対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の () に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容を C I M A に対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、C I M A が承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは C I M A に対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改正)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔のまたは犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2016年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2016年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改正)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモン・ローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2016年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2016年改正)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミュー

チュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミュチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2016年改正）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改正）によりＣＩＭＡによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がＣＩＭＡ以外の者によりなされた場合、ＣＩＭＡは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はＣＩＭＡにも送付される。
- 9.3 ＣＩＭＡにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、ＣＩＭＡまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はＣＩＭＡまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってＣＩＭＡに対して引き渡すこと
- 9.5 ＣＩＭＡが記録を持ち去ったとき、またはＣＩＭＡに記録が引き渡されたときＣＩＭＡはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．ＣＩＭＡによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、ＣＩＭＡは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにＣＩＭＡに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば2016年秘密情報開示法、犯罪収益に関する法律(2016年改正)または薬物濫用法(2014年改正)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていけば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面に発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2016年改正）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参

照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則

（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法(2016年改正)およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改正)の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート 1 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあた

り、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

本会計年度中、サブ・ファンドについては下記の書類が関東財務局長に提出されている。

平成27年５月８日	臨時報告書
平成27年９月30日	半期報告書（第１期中）

第５【その他】

該当事項なし。

別紙Ａ

定義

決算日	各年の４月30日をいう。ただし、最初の決算日は平成28年４月30日であった。
管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
営業日	(１) ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグおよび東京において国、州または地域の銀行が営業を行っている日であり、かつ(２) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日である日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
C S S F	ルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
デリバティブ管理事務代行会社	デリバティブ管理事務代行会社としての地位を有するクレディ・スイス・インターナショナルをいう。
日本における販売会社	サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。

適格投資家	非米国人またはEU加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、()適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または()いずれかのEU加盟国においてまたはいずれかのEU加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ/またはいずれかのEU加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者(ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社または慈善信託もしくは慈善団体の目的を除く。)は、適格投資家とみなされない。
EU加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
会計年度	毎年5月1日に開始し翌年の4月30日に終了する12か月の期間をいう。ただし、第1会計年度は払込日に開始し平成28年4月30日に終了した。
投資顧問会社	投資顧問会社としての地位を有する三菱UFJ国際投信株式会社(旧国際投信投資顧問株式会社)をいう。
投資運用会社	投資運用会社としての地位を有するモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをいう。
投資運用会社関係者	投資運用会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される。
日本円または円	日本の法定通貨である日本円をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改正)をいう。
管理会社	管理会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
申込単位	受益証券1口をいう。

純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の資産総額からファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の負債総額を控除した額をいう。
受益証券１口当たり純資産価格	各クラスの純資産価額を当該時点における各クラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。
ＪＰＸ日経400	ＪＰＸ日経インデックス400をいう。
表示通貨	サブ・ファンドおよび米ドル建クラスの表示通貨は米ドルであり、円建クラスの表示通貨は円である。
買戻価格	信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
米国証券法	1933年米国証券法をいう。
サブ・ファンド	短期高利回り社債ファンド2015-01をいう。
サブ・ファンド決議	サブ・ファンドに関し、(a) 決議において投票する資格を有する、関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純多数を保有する者による書面決議、または(b) 本人または代理人による出席により当該サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純多数を保有し、当該サブ・ファンドの受益者集会（決議の可決に関し、信託証書の条項が適用されるものとする）において投票する資格を有し、実際に投票する者によって、当該サブ・ファンドの受益者集会（信託証書に従って開催された）において可決された決議をいう。
取得申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。
償還日	平成32年１月31日または管理会社が決定する同日より前の日をいう。
ファンド	コクサイ－MUGCマスター・トラストの名称で知られる、信託証書により設立されたオープンエンド型アンブレラ型免除ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有するエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された平成24年８月31日付信託証書（随時補足され、変更されおよび／または再録される。）をいう。

受益者	登録された受益証券の保有者、および受益証券の保有者として共同名義で登録された全ての者をいう。
受益証券	各サブ・ファンドの受益権が分割されるべき、１個の平等の不可分の持分をいい、当該受益証券の端数を含んだもの、および文脈が要求する場合、サブ・ファンドのクラスまたはシリーズの受益証券をいう。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

別紙Ｂ

レギュレーションＳに定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーションＳに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - () 執行人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - () 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- () 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - () 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- () 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - () 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

我々は、添付のコクサイ－MUGCマスター・トラストのサブ・ファンドであるグローバル短期高利回り社債ファンド２、グローバル短期高利回り社債ファンド３および短期高利回り社債ファンド2015－01（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2016年４月30日現在の純資産計算書および投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日に終了した年度／2015年１月16日（運用開始日）から2016年４月30日までの期間における運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類について意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な保証を得るために、我々が倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、選択された手続は我々の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、我々は、サブ・ファンドによる財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、経営陣が採用した会計方針の適切性および行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2016年４月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度／2015年１月16日（運用開始日）から2016年４月30日までの期間における財務成績を、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

ケーピーエムジー

2016年10月17日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of Global Short-Term High Yield Bond Fund 2, Global Short-Term High Yield Bond Fund 3 and Short-Term High Yield Corporate Bond Fund 2015-01 (" the Sub-trusts "), sub-trusts of Kokusai - MUGC Master Trust, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at April 30, 2016, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended/period from January 16, 2015 (commencement of operations) to April 30, 2016, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Trusts' preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trusts' internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trusts as at April 30, 2016 and their financial performance for the year then ended/period from January 16, 2015 (commencement of operations) to April 30, 2016 in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

KPMG

October 17, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2015年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2015年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、承認された監査人
パートナー

2016年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2015 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2016

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。